

# むかわ町事前復興計画

令和7年3月

むかわ町

## むかわ町事前復興計画 目次

1.	はじめに.....	1
1.1	事前復興計画策定の背景.....	1
1.2	事前復興計画の目的と役割.....	6
1.3	事前復興計画の対象区域.....	9
2.	日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震における被害想定.....	10
2.1	設定条件.....	10
2.2	被害想定.....	13
3.	復興まちづくりに向けた課題.....	15
4.	復興まちづくりの目標・方針.....	16
4.1	復興基本方針.....	16
4.2	計画期間.....	18
5.	復興まちづくりの基本方針.....	19
5.1	被災者の生活再建を最優先で進めます.....	19
5.2	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます.....	22
5.3	将来に向けて持続的に発展する産業の再興を進めます.....	23
5.4	地域自らが創生するなりわい・交流づくりを支援します.....	24
5.5	災害により強い防災先導のまちづくりを進めます.....	25
6.	復興まちづくりイメージの検討.....	26
6.1	安全安心確保の方針.....	26
6.2	メリット・デメリットの整理.....	28
6.3	むかわ町における安全安心確保の方針.....	29
6.4	むかわ町における復興まちづくりイメージ.....	30
6.5	復興まちづくりイメージ図.....	32
7.	事前復興準備計画.....	47
7.1	復興体制の検討.....	47
7.2	復興まちづくりの進め方.....	49
7.3	その他事前に対策を行うこと.....	64
8.	あとがき.....	67

# 1. はじめに

## 1.1 事前復興計画策定の背景

事前復興計画は、「自分たちの住むまちで大規模災害が発生した場合、復興まちづくりをどのように進めるのか」について、被災前から事前に準備しておく取組みで、大規模災害が発生した際には、計画を基により早く復興に取り組むことが可能となるほか、事業の計画変更も少なくなり、迅速に工事が進み、早期に新しく復興したまちで暮らし始めることが可能となります。

また、想定される被害、まちの特性や課題を事前に把握し、平常時のまちの課題の解消に取り組むにつれ災害に強いまちを実現できるよう、復興まちづくりに向けた基本方針や復興まちづくりイメージを作成することで、被災後も住民が住み続けたいまちの実現が可能となります。

東日本大震災では、それぞれの自治体が防災・減災施策を積極的に実施していたにもかかわらず、応急対応に追われ、復興に向けた取組みになかなか着手できなかったと言われており、今後、発生が想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震では、むかわ町として次のような課題を抱えています。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に基づく津波避難対策特別強化地域の指定

津波避難対策特別強化地域の指定を受け、津波避難対策の検討が必要となりました。

- (2) 地域社会経済活動の縮小の加速化を極力抑え、産業の早期再建へつなげる必要性

被災後の事業者の意向把握、仮設商店街等での仮営業再開から本設による再建までの支援等、継続的に事業を行う環境を整え、地域雇用・生計を支える産業再建の遅れ、事業所転出を極力防止する対策の検討が必要です。

- (3) 住民の迅速かつ継続的な意向把握と、時間経過による意向変化に対応した計画変更

広範囲に避難した住民の所在地や再建意向に時間と人手を要することが懸念され、意向の早期把握、未確定者の意向を明確化し、復興事業への反映、意向確定者向けの整備をいかに早期に進めるかが課題となっています。

- (4) 多様な関係機関を含む復興まちづくりプロセスの確立、円滑な復興まちづくり関連事業の推進

多様な主体との協議体制の早期確立、協議進行のほか、必要とされる人材や工事関連の資機材等の調達が困難であると想定され、多様な契約方式の検討・選定、発注手続きを円滑に執り進められるかが課題となっています。

むかわ町も、平成 30 年北海道胆振東部地震からの復旧・復興の過程では様々な課題に直面した経験から、災禍を受けたまちとして、防災先導のまちづくりを進めるため、被災後も住民が住み続けたいまちの実現に向け「むかわ町事前復興計画」を策定するものです。

### 1.1.1 北海道胆振東部地震後の復興まちづくりにおける課題・教訓

#### (1) 北海道胆振東部地震の概要、被害状況

平成30年9月6日午前3時7分に発生した北海道胆振東部地震の規模はマグニチュード6.7、町内の最大震度は6強を記録しました。

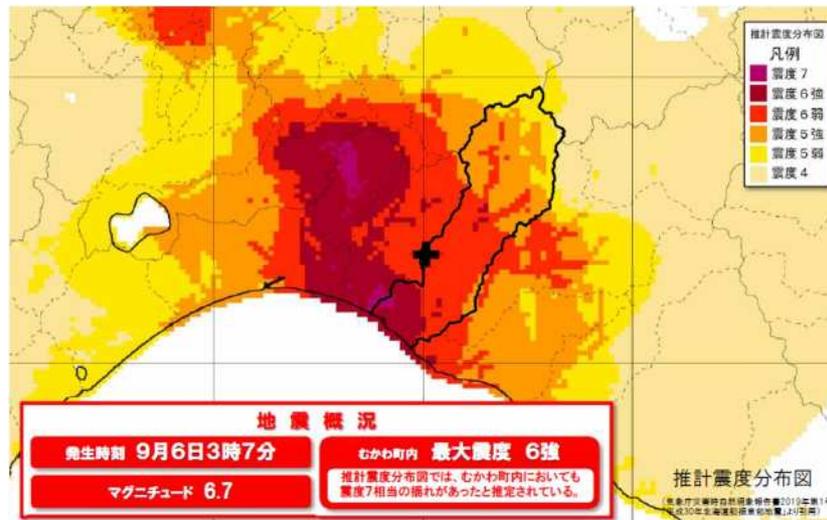


図 1-1 北海道胆振東部地震の震度分布

本地震による被害は以下の通りです。

表 1-1 北海道胆振東部地震被害状況（むかわ町）

死傷者	1人
重傷者	27人
軽症者	250人
全壊	住家41戸、非住家183戸
大規模半壊	住家15戸、非住家16戸
半壊	住家190戸、非住家144戸
一部損壊	住家3,063戸、非住家577戸
応急仮設住宅避難者数	90世帯 140名

震災後、人口の流出が深刻化しています。



※令和6年6月末現在 7,358人（住民基本台帳より）

図 1-2 むかわ町の人口推移

## 1.1.2 復興まちづくりにおける課題・教訓

今後起こりうる大規模災害発生後にまちの早期回復を実現し、復興まちづくりを計画的に進めるためには、過去の大規模災害からの復興まちづくりの過程で得られた課題や教訓が参考となります。

### (1) 復興まちづくりを担う庁内の復興体制の早期整備

大規模災害発生直後、職員は被災者対応及び応急復旧対応に追われますが、被災者の早期の生活再建には、復興計画を早期に策定する必要があります。復興まちづくりの初動を早めるには、平時から復興を統括、調整、実施できる体制を整備しておく必要があります。

### (2) 復興まちづくりの取組みや手順の検討、実施主体の明確化

復興まちづくりを早期かつ的確に進めるには、平時から過去の災害からの復興まちづくりに関する知識を学び、必要となる取組みや手順を整理しておくとともに、その実施主体（担当部署）を明確にしておく必要があります。

### (3) 被災後の復興まちづくりに対応できる職員の育成

大規模災害発生直後は、復興業務に対応できる職員、技術職が不足することから、限られた人員で復興まちづくりを進めるには、平時から職員が被災前の現況と課題、被害想定を学び、復興まちづくりに関する訓練を積んでおく必要があります。

### (4) 平時のまちづくり活動における復興まちづくりへの住民理解

復興まちづくりには多岐に渡る利害関係者との調整・合意形成が必要になり、多くの時間を必要とすることから、住民意向を踏まえた復興まちづくりを早期かつ円滑に進めるため、平時のまちづくり活動の中で復興まちづくりへの住民理解を深める必要があります。

### (5) 地域課題に対応した復興まちづくりを進めるための既存計画の理解、整理

復興まちづくりでは、被災前から抱えていた地域課題の解決と、被災前の状態に回復するだけではない創造的復興が求められることから、平時から既存計画の体系的な位置づけ、内容を整理しておく必要があります。

### (6) 復興事業に必要な用地の事前検討

被災後は、応急仮設住宅用地や災害廃棄物処理用地等、公的用地の確保が必要になり、候補地抽出や用地の確保、調整に時間を要すると復興まちづくりに遅れが生じることから、平時から被害想定をもとに、候補地抽出や必要な調査等を行っておく必要があります。

### (7) 市街地特性と被害想定をもとにした復興まちづくりの事前検討

過去の大規模災害時の復興まちづくりでは、移転に伴う新たな都市構造・土地利用の検討が必要になり、多大な時間と人手を要したことから、平時からまちの将来都市像検討に併せて、市街地特性と被害想定を基に復興まちづくりについても検討しておく必要があります。

### 1.1.3 事前復興計画の対象ハザード（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震）

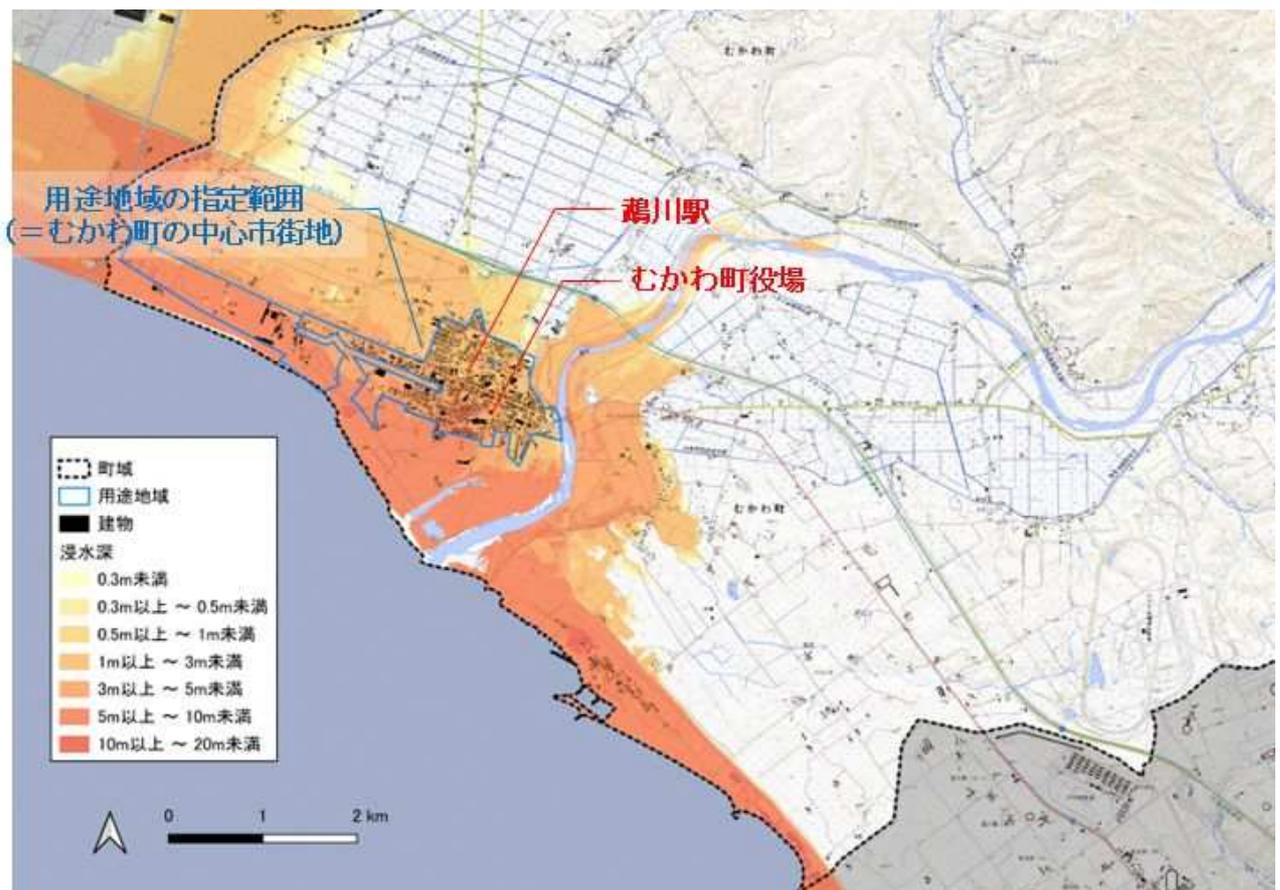
国は、令和3年12月21日、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に関し、広域的な防災対策を検討するためのマクロ的な被害想定を公表しました。

これを受け北海道では、浸水区域内における時間帯別の人口動態や建物所在地の状況など、個別の地域ごとの実態を踏まえたより詳細な検討を行い、令和4年7月28日に市町村ごとの被害想定を公表、12月26日には被害想定項目の追加を行いました。

国・道から公表された地震や津波の規模では、むかわ町では最大で震度5強が想定されており、最大津波高は12m、平均津波高は11m、津波到達時間は40分と想定されており、鵜川地区の中心市街地全体が浸水想定区域内に位置しています。

表 1-2 想定する地震や津波の規模

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震	
地震規模	震度5強（千島海溝モデル）
最大津波高	12m（日本海溝モデル） 到達時間40分
平均津波高	11m（日本海溝モデル）



出典：北海道 HP 北海道太平洋沿岸の津波浸水想定公表について

図 1-3 むかわ町津波浸水想定図

#### 1.1.4 事前復興計画の必要性

過去の大規模災害の課題・教訓（「1.1.2 復興まちづくりにおける課題・教訓」参照）を踏まえ、被災後早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、事前復興計画の策定に取り組む必要があります。その効果として以下が挙げられます。

##### (1) 被災後の職員の負担軽減

被災後は、応急措置、救援活動、罹災証明書の発行、被災者情報の収集・整理等の応急復旧対応のみならず、その後の復興計画の策定から事業完了に至るまで、平時を大幅に超えた事務作業が継続的に発生します。

平時から基礎データの整理、分析、復興体制、復興手順の事前検討等、準備できることに取り組むことで、被災後の職員の負担を軽減することができます。

##### (2) 復興まちづくりに対応可能な人材育成

平時から職員を対象とした復興まちづくりイメージトレーニングや、復興まちづくりに必要な実務能力の習熟に向けた訓練を実施することで、職員の復興まちづくりに関する知識や住民対応等の能力を向上することができます。

また、住民も含めた様々な訓練の実施は、職員のみでなく、住民の復興まちづくりや事前防災に対する意識啓発に有効です。

##### (3) 復興体制等の整備による復興までの時間短縮

平時に復興体制を整備し、復興まちづくりに向けた取組み項目、手順・手続き（実施時期）を決めておくことで、被災後、応急復旧対応と並行して復興まちづくりに着手することができます。

また、基礎データを事前に整理、分析しておくことで、被災後直ちに復興計画の検討を進めることができます。

##### (4) より良い復興の実現

大規模災害は、人口減少、若者の流出、高齢化、産業の衰退等、平時の社会課題を一層顕在化させます。

平時から基礎データと被害想定を基に被災後の復興まちづくりの課題を分析し、災害に強いまちにする等の復興まちづくりの実施方針を検討しておくことで、速やかに目標や復興まちづくりの方針を決定することができます。

これにより、その後の住民意向や地域特性を踏まえた復興まちづくりを円滑に進めることができ、「より良い復興（ビルド・バック・ベター）」を実現することができます。

## 1.2 事前復興計画の目的と役割

### 1.2.1 事前復興計画の目的

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生後の復興まちづくりの姿を見据え、被災前から事前に復興計画を策定し、事業を推進することで被害の軽減を図るとともに、被災後には事前復興計画に基づいた復興まちづくりを速やかに実施することを目的としています。

- ① まちづくり関連計画（まちづくり計画、都市計画マスタープラン、強靱化計画等）と相互に見直すことにより、被災後も住民が住み続けたいまちの実現につながる計画とします。
- ② 災害時行動計画（地域防災計画、災害時受援計画等）と相互に見直すことにより、計画間のギャップを洗い出し速やかな復興の実現につながる計画とします。
- ③ 復興まちづくりのイメージ（理念、基本方針等）を計画に盛り込むことで、速やかな生活再建と創造的復興を果たす姿を明確化します。
- ④ 発災直後から復興計画策定までの間の課題と対応方針を計画に盛り込むことで、住民、事業者、行政など多様な主体の果たすべき行動を明確化します。
- ⑤ 被害の軽減、速やかな生活再建と創造的復興に資する平時の取組みを計画に盛り込むことで、被災前に準備できる取組みや施策を明確化します。

### 1.2.2 事前復興計画の構成と位置付け、役割

事前復興計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型巨大地震が発生した場合に、速やかな生活再建と創造的復興を果たす姿をイメージする「**復興まちづくり計画**」と、日常のまちづくりの中で事前に取り組むことにより被害の軽減に資する「**事前復興準備計画**」により構成します。

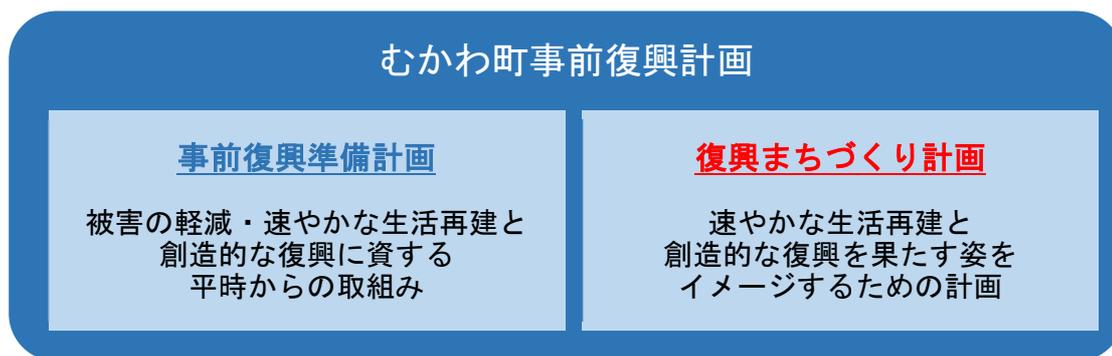


図 1-4 本計画の構成図

表 1-3 むかわ町事前復興計画の構成（案）

1. はじめに	・ 事前復興計画策定の背景、目的と役割、対象区域
2. 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震における被害想定	・ 設定条件 ・ 被害想定
3. 復興まちづくりに向けた課題	・ 平時と被災後の課題整理
4. 復興まちづくりの目標・方針	(1) 復興基本方針 (2) 計画期間
5. 復興まちづくりの基本方針	(1) 被災者の生活再建を最優先で進めます (2) 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます (3) 将来に向けて持続的に発展する産業の再興を進めます (4) 地域自らが創生するなりわい・交流づくりを支援します (5) 災害により強い防災先導のまちづくりを進めます
6. 復興まちづくりイメージの検討	(1) 安全安心確保の方針 (2) メリット・デメリットの整理 (3) むかわ町における安全安心確保の方針 (4) むかわ町における復興まちづくりイメージ (5) 復興まちづくりイメージ図
7. 事前復興準備計画	(1) 復興体制の検討 (2) 復興まちづくりの進め方 (3) その他事前に対策を行うこと

「事前復興準備計画」では発災前の取組みを明確化することで、減災や被災後の復興まちづくり計画の円滑化を図ります。

「復興まちづくり計画」では、発災直後から応急対応期までの取組みの具体化を図ることで地域防災計画を補完するとともに、復興始動期から復興・創生期における取組みを明確化します。

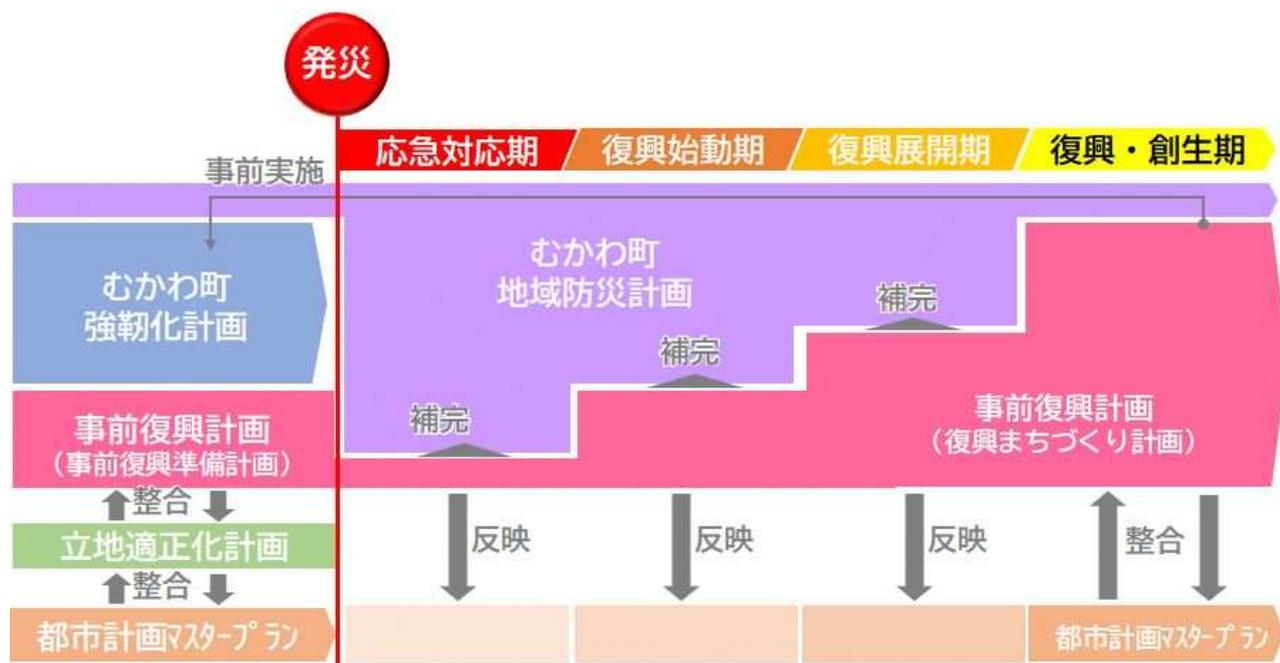


図 1-5 本計画の位置づけ

また、事前復興計画は将来のまちづくりを先取りした計画でもあり、今後のまちづくりの指針として「まちづくり計画」「都市計画マスタープラン」「立地適正化計画」など相互に見直し続けることで、事前復興計画に示す将来都市像とこれらの計画間のギャップを洗い出し、日常のまちづくりの延長線上に「災害に強いまちづくり」を置くことが可能となります。

事前復興計画は、むかわ町で策定している全ての計画に横串をさし、互いに不断の見直しを続けるための計画と位置付けます。

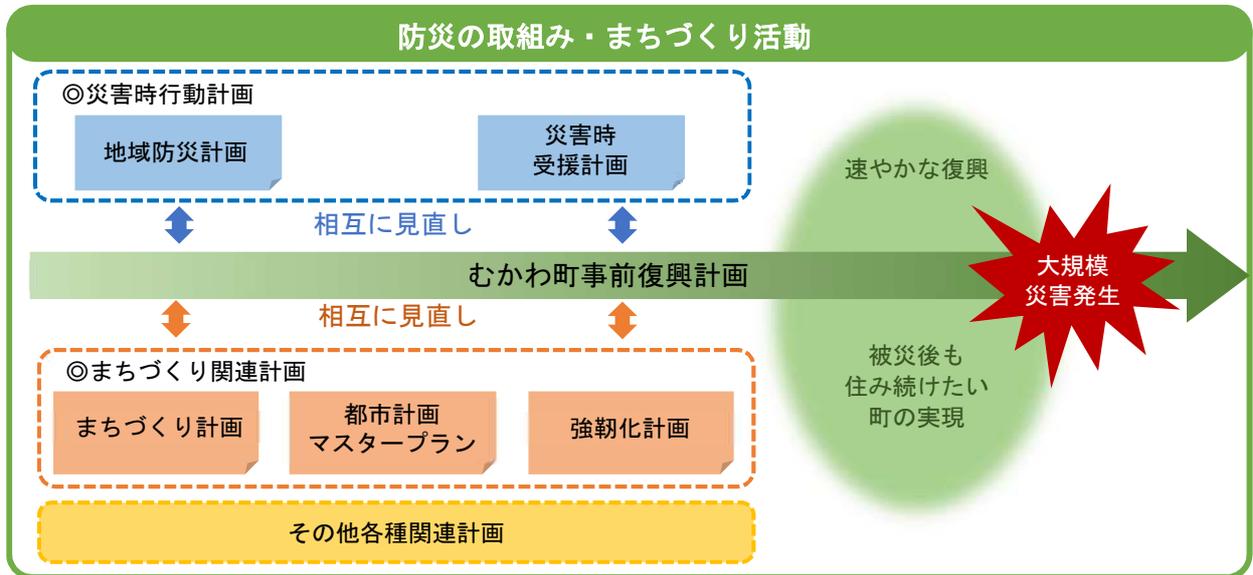


図 1-6 本計画の役割

既存の上位・関連計画と連携しながら、事前復興計画で明らかになった分野別の課題については、新たに計画立案を行ったり、既存計画の見直しやより具体的な内容を盛り込んだりするなどの対応が必要になります。

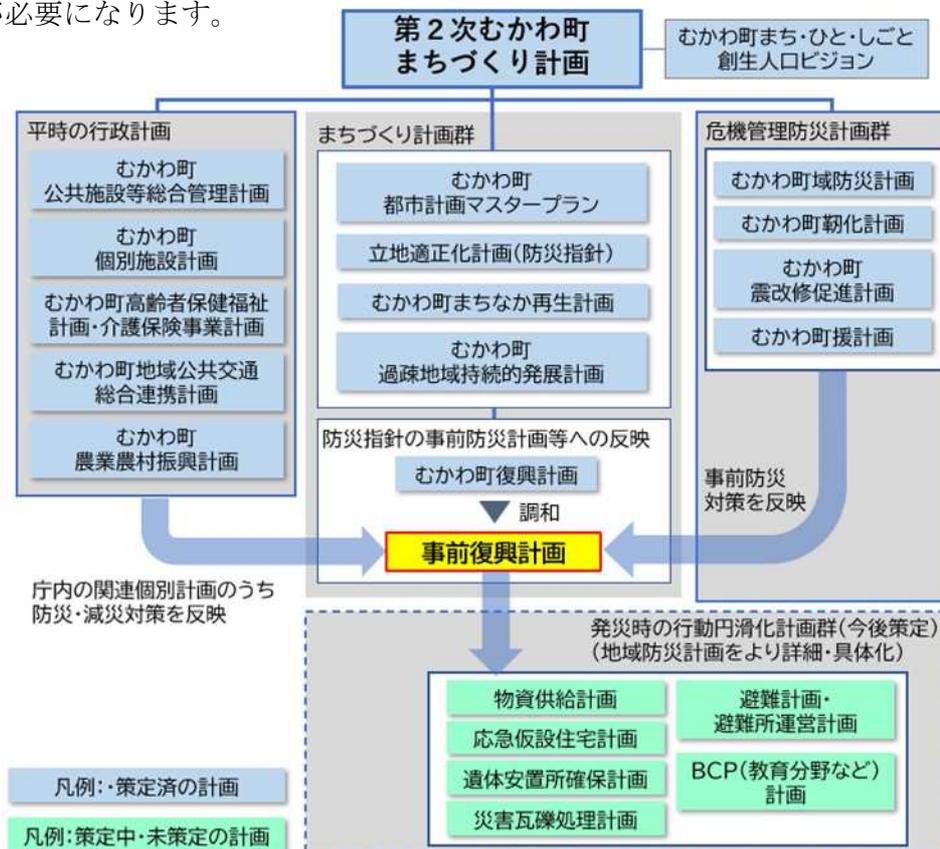


図 1-7 上位関連計画との関係図

### 1.3 事前復興計画の対象区域

対象区域はむかわ町全域とし、沿岸部の鶴川地区と内陸部の穂別地区が連携した事前復興計画を策定します。



図 1-8 本計画における対象区域

## 2. 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震における被害想定

### 2.1 設定条件

国は、令和3年12月21日、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に関し、広域的な防災対策を検討するためのマクロ的な被害想定を公表しました。

これを受け北海道では、浸水区域内における時間帯別の人口動態や建物所在地の状況など、個別の地域ごとの実態を踏まえたより詳細な検討を行い、令和4年7月28日に市町村ごとの被害想定を公表、12月26日には被害想定項目の追加を行いました。

表2-1から表2-5は、むかわ町における被害想定です。

表 2-1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定

想定する地震動	5弱（日本海溝モデル） 5強（千島海溝モデル）
最大津波高	12m（日本海溝モデル） 7m（千島海溝モデル）
津波到達時間	35分（津波高+1m）（日本海溝モデル） 63分（津波高+1m）（千島海溝モデル）
浸水面積	17.3k m <sup>2</sup> （浸水深1cm以上）（日本海溝モデル） 7.2k m <sup>2</sup> （浸水深1cm以上）（千島海溝モデル）

表 2-2 建物被害（最大：冬・深夜）

揺れ	5棟未満
液状化	70棟
津波	1,100棟
急傾斜地崩壊・地震火災	5棟未満
流水による増加	5棟未満
津波火災	5棟未満
屋外落下物	5棟未満

表 2-3 人的被害（最大：冬・深夜）

死者数	建物倒壊	5人未満
	津波	1,600人（早期避難率高+呼びかけ） 2,300人（早期避難率低）
	急傾斜地崩壊・地震火災	5人未満
負傷者		5人未満（早期避難率高+呼びかけ） 40人（早期避難率低）
要救助者数	揺れ	5人未満
	津波	90人
	低体温症 要対処者数	1,100人（冬・夕）

表 2-4 避難者数

津波による避難者	1,700人
避難者総数	3,800人（直後） 3,200人（2日後）
避難所避難者	2,600人（直後） 2,100人（2日後）
要配慮者	550人 うち190人：65歳以上の高齢単身者

表 2-5 インフラ（道路被害、上下水道利用困難人数、上下水道復旧予測日数、停電軒数）

道路	津波浸水域内：30 箇所 津波浸水域外：20 箇所
橋梁	津波浸水域内：5 箇所未満 津波浸水域外：5 箇所未満
上水道断水人口	1,800 人（直後） 960 人（2 日後）
下水道支障人口	3,600 人（直後） 下水道復旧予測日数：1 週間程度
停電軒数（冬：夕）	1,800 軒（直後） 1,800 軒（一週間後）

出典：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について（北海道）



図 2-1 津波浸水想定区域図



図 2-2 JR 鶴川駅前における津波襲来イメージ (CG)

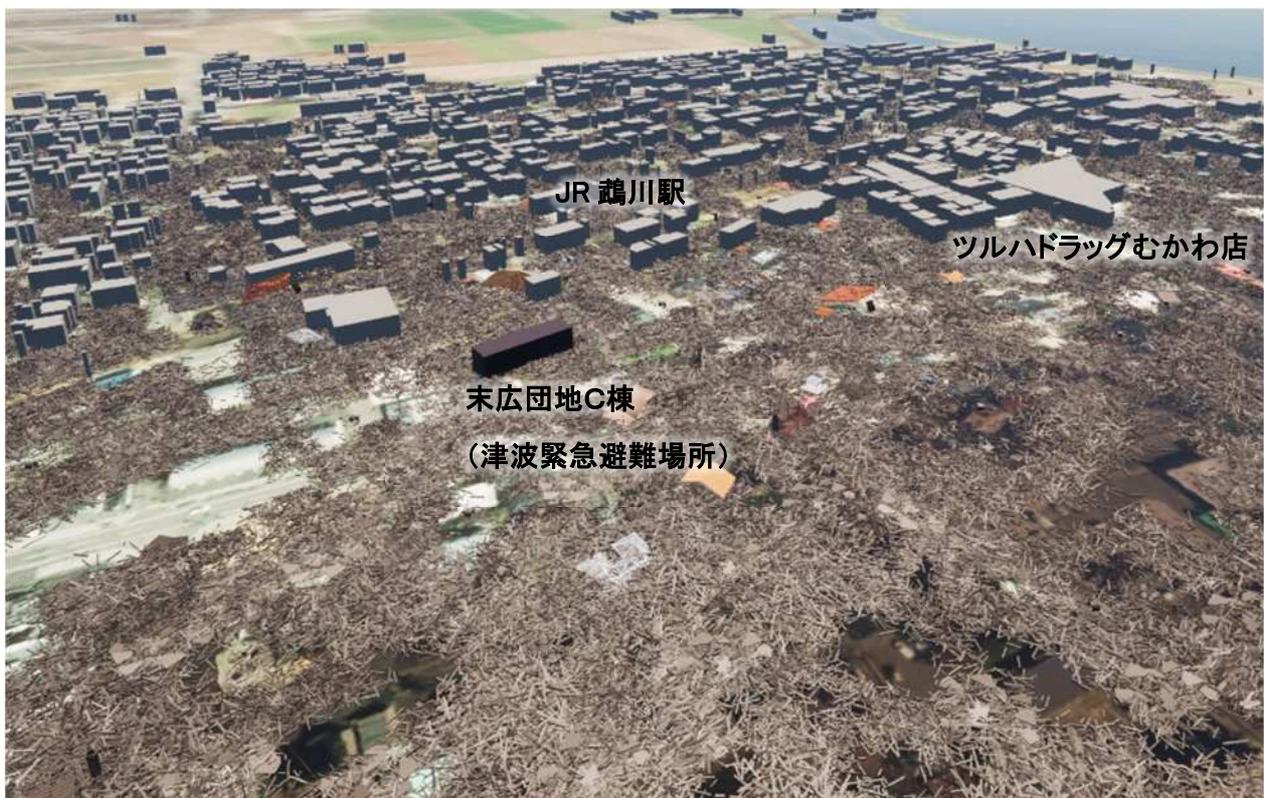


図 2-3 津波襲来後の市街地イメージ (CG)

※これらのイメージ図は想定地震による津波の高さや津波により発生する瓦礫を再現したものであり、実際の被害とは異なる場合があります。

※浸水深が 3m 以上の範囲では木造建物は倒壊・流失するものと仮定していますが、浸水深 2m 以上の範囲でも多くの建物被害が予想されます。

## 2.2 被害想定

### (1) 人的被害想定

地震・津波による死者数は、冬季で避難率が低かった場合、最大で2,300人と想定されています。

表 2-6 想定する被害想定（冬・深夜）

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震		人口に占める割合
人的被害	死者 2,300 人（津波）	30.3%
	避難者数 1,700 人（冬・夕）	22.4%

※むかわ町人口 7,602 人（令和 4 年 7 月時点の住民基本台帳）

出典：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について（R4.7）

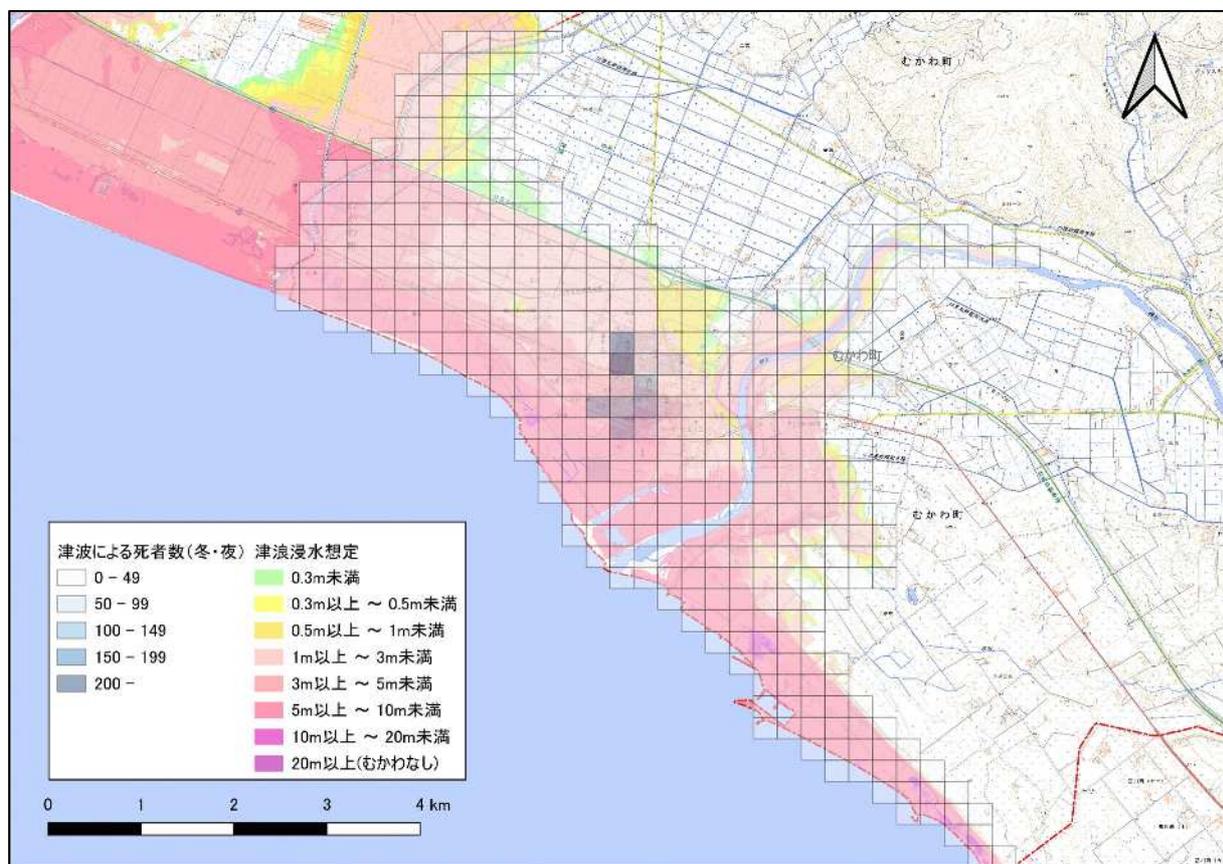


図 2-4 人的被害分布図

転居者が北海道胆振東部地震と同等（約 300 人）とすると、死者と合わせ約 2,600 人もの人口減少が生じます。

これは、むかわ町の令和 6 年 10 月末現在の人口 7,288 人の約 35.7%にもなります。

## (2) 家屋等の被害想定

建物被害は、全壊 1,200 棟（うち津波被害 1,100 棟）と想定されています。

表 2-7 想定する被害想定（冬・深夜）

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震	
建物被害	全壊 1,200 棟 (うち津波被害 1,100 棟)

出典：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について (R4. 7)

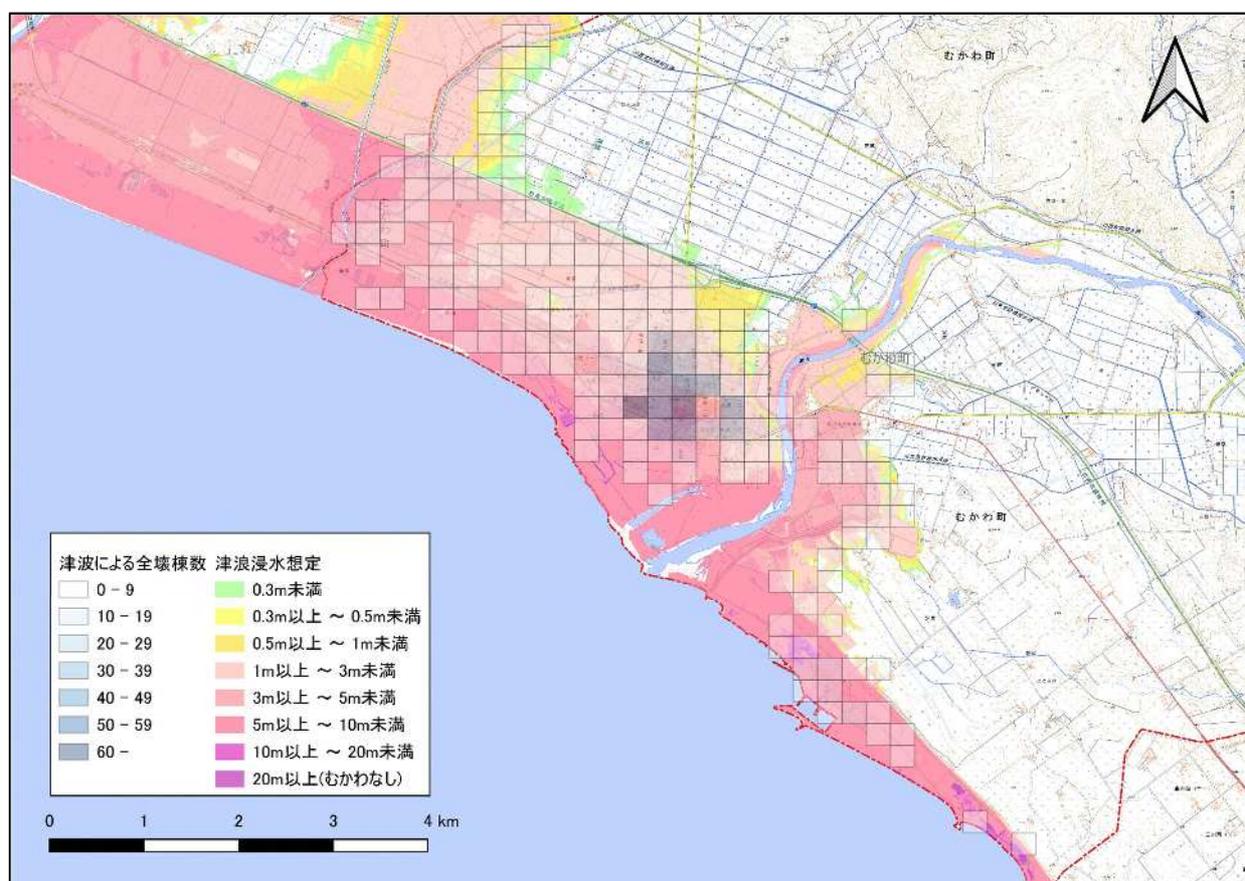


図 2-5 建物被害分布図

## (3) インフラの被害想定

道路被害は、津波浸水域内で 30 箇所、津波浸水域外で 20 箇所の合計 50 箇所と想定されています。

橋梁被害は、交通に支障が出るレベルの被害は想定されておりません。

発災直後の上水道断水人口は 1,800 人、下水道支障人口は 3,600 人と想定されています。

### 3. 復興まちづくりに向けた課題

本章では、被災を想定したまちの課題を、平時と被災後に分けて整理します。  
 平時と被災後に顕著化するまちの課題を大きく分類すると以下のように整理されます。

表 3-1 まちの課題の分類

分類	平時の課題のまとめ	被災後の課題のまとめ	復興まちづくりに向けた課題
被災者対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者支援体制、被災者支援策の事前構築</li> <li>復興イメージの事前共有、準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害弱者、来訪被災者への対応</li> <li>心身の健康づくり</li> <li>応急仮設住宅、災害公営住宅への速やかな入居</li> </ul>	被災者の生活再建
住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども、子育て、教育環境の充実</li> <li>医療、福祉、介護の充実</li> <li>人口減少、高齢化への対応</li> <li>生涯学習の充実</li> <li>公共インフラの適正管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療、福祉、介護の継続</li> <li>日常生活に必要な機能（商業施設、飲食等）回復</li> <li>子ども、子育て、教育環境の継続</li> <li>公共インフラの再開</li> </ul>	安心して暮らせるまちづくり
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手の確保</li> <li>産業基盤の整備</li> <li>資源の保護、補完</li> <li>復興ビジョンの事前策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なりわいの再開（仮設含む）</li> <li>被災事業者への支援</li> <li>産業基盤の復旧</li> </ul>	なりわいの再興
にぎわい・活気	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティの維持</li> <li>関係人口、交流人口の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティの再生</li> <li>公共コミュニティ施設の再開</li> <li>新たなまちなかの再生</li> <li>新たな交流、起業等チャレンジへの支援</li> </ul>	にぎわい・交流のあるまちづくり
災害対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>生命と財産を守る取組推進（被災前の備え、避難準備、長期避難生活への備え）</li> <li>災害、復興対応体制構築</li> <li>津波避難対策事業の実施</li> <li>自助、共助体制の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害への備え（積雪寒冷期含む）</li> </ul>	災害に強いまちづくり

#### (1) 平時の課題の洗い出し方法

大規模災害が発生すると、人口減少など平時から存在する社会課題がより顕著化・加速化することから、平時からのまちづくりを点検し、課題を抽出するため、第2次むかわ町まちづくり計画の各政策項目・施策項目ごとに課題を抽出するとともに、さらに災害に備える必要がある項目を追加しました。

#### (2) 被災後の課題の洗い出し方法

災禍を受けたまちとして、その経験から事前復興に取り組むにあたり、現在進行中のむかわ町復興計画（現在は第2次むかわ町まちづくり計画に包含）を基に課題を抽出し、さらにより大規模な災害に備える必要がある項目を追加しました。

## 4. 復興まちづくりの目標・方針

### 4.1 復興基本方針

上位関連計画や、人口減少等の地域課題を踏まえて、復興まちづくりの目標やその目標の実現に向けた基本的な考え方を以下に示します。

#### 4.1.1 復興の基本姿勢

復興の基本姿勢を以下に示します。

#### 鵜川の流れるように、とめどなく

まちを貫流する清流鵜川は、森からの栄養を海へと運ぶことで農作物やししゃも、ほっき貝などの沿岸資源を育んできました。また、林業輸送の手段として木材流送が行われるなど、私たちむかわ町民にとって生活や文化、なりわいの中心でもあり、これからもその流れがとまることはありません。

私たちは、鵜川の流れのように、どのような困難に遭っても復興まちづくりの歩みをとめてはいけないという決意を持ち、大規模災害からの復旧・復興を進めます。

#### 4.1.2 復興に向けた基本理念

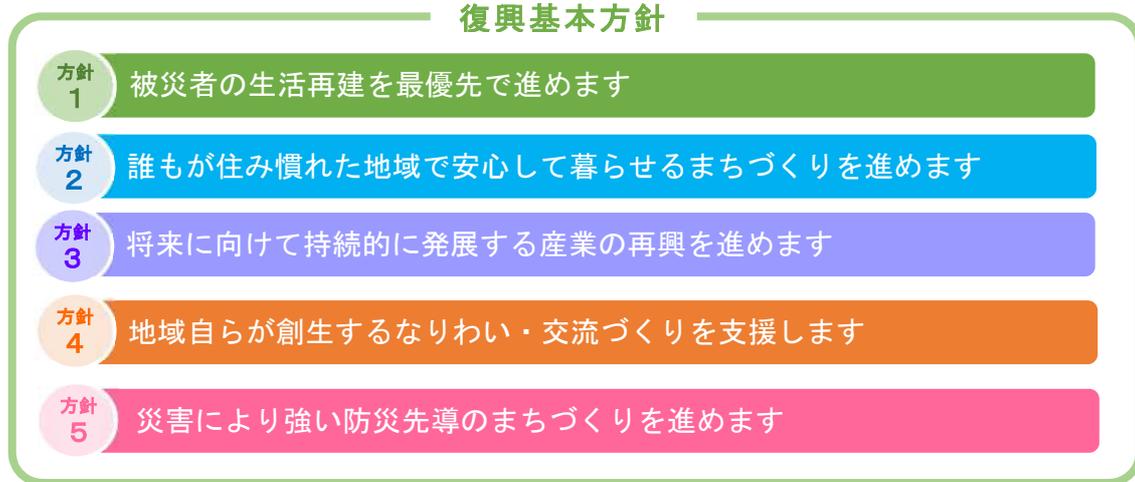
復興へ向けては、これまで進めてきたまちづくりを取り戻すとともに、未来へつながるまちづくりへの歩みを止めず、防災先導のまちづくりをさらに進めることで、創造的な復興・創生を目指すため、次の基本方針を軸に復興まちづくりを進めます。

#### 復興に向けた基本理念

- 1 人と自然が輝く清流と健康のまちをとりもどす
- 2 人とつながる、笑顔でつながる、未来につながるまちづくりを進める
- 3 災害により強い創造的な復興・創生を目指す

### 4.1.3 復興に向けた基本方針

復興の基本姿勢、復興へ向けた3つの基本理念と整合するよう、以下のような復興に向けた基本方針を設定しました。



復興の基本姿勢、復興へ向けた3つの基本理念と復興に向けた基本方針の関係性は次のようになります。

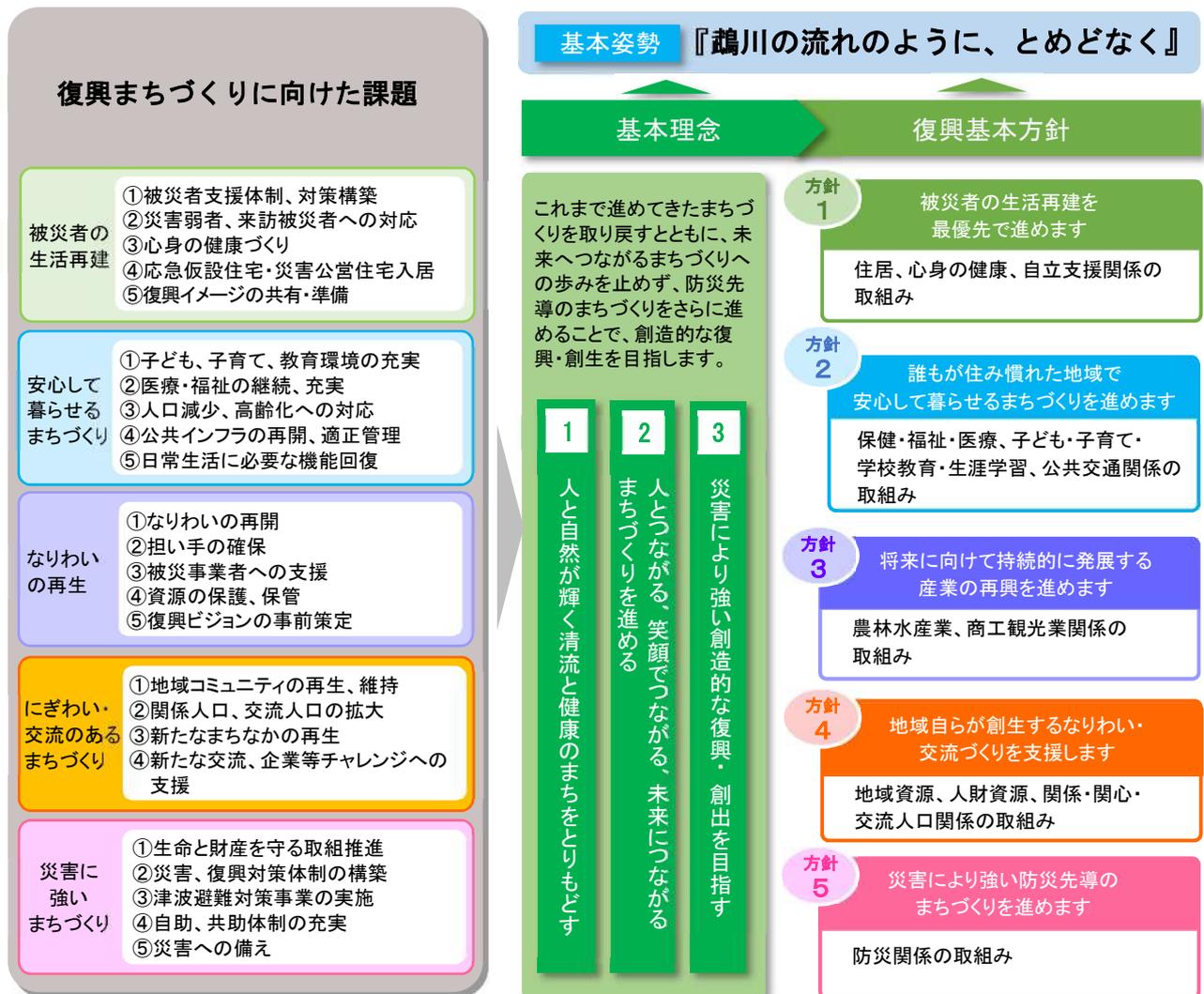


図 4-1 復興基本方針図

## 4.2 計画期間

事前復興計画には、「事前復興準備計画」と「復興まちづくり計画」が含まれています。

「事前復興準備計画」は、災害が起こる前の取組みとなるため、令和7年度から取り組む内容となっており、その期間を5年間と設定します。事前復興準備計画の内容については、上位・関連計画と互いに連携しつつ、事業実施状況や社会動向等を踏まえ、適宜、計画の見直し・更新を行います。

「復興まちづくり計画」は、発災後の取組みとなるため、復興に必要と想定される計画期間目標を10年間と設定します。

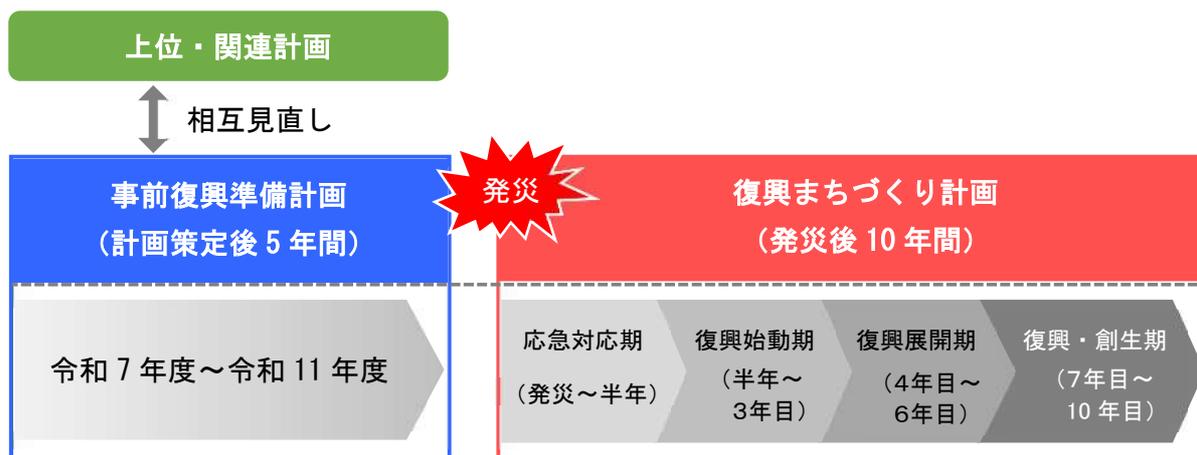


図 4-2 計画期間イメージ図

## 5. 復興まちづくりの基本方針

### 5.1 被災者の生活再建を最優先で進めます

被災者の安定した暮らしを早期に取り戻すためには、被災前からの地域コミュニティを維持した居住空間形成を計画することが重要となります。

本計画の復興基本方針では、被災者の生活再建のため、以下に取組みます。

#### 5.1.1 被災者の生活再建

##### (1) 応急仮設住宅等の速やかな供給

被災者の意向確認を行い、応急仮設住宅の速やかな供給に努めます。

供給にあたっては、積雪寒冷に対応した住宅の建設要望を行うとともに、地域コミュニティにも配慮が可能な団地等の形成に努めます。

また、一般社団法人日本ムービングハウス協会と締結した応急仮設住宅の建設に関する協定に基づく応急仮設住宅の建設のほか、空き町営住宅等を活用した賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の供給にも努めます。

本計画で推計した応急仮設住宅の必要戸数とおおよその必要面積は次のとおりです。

表 5-1 応急仮設住宅戸数と必要面積

必要戸数	必要面積
370 戸	37,000 m <sup>2</sup> (3.7ha)

※算定方法は巻末資料に掲載する。

##### (2) 罹災証明書等の速やかな交付

罹災証明書、被災証明書の速やかな交付に努めます。

申請の受付、現地確認にあたっては、対口支援や短・中期派遣などによる災害派遣職員の受入を行い、申請受付から証明書交付までの期間圧縮に努めます。

##### (3) 被災家屋の解体撤去・応急修理

町が行う災害廃棄物処理事業の一環として、所有者の承諾を得た公費解体の実施に努めます。また、災害救助法に基づく被災住宅の応急修理など、被災状況に合わせた支援について施策化に努めます。

##### (4) 災害義援金・弔慰金・見舞金の支給や各種支援金・資金情報等の提供

災害義援金、災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金、災害援護資金、災害復興住宅融資、生活福祉資金、就労や子どもの修学に必要な資金などの速やかな支給・情報提供に努めます。

また、公共料金、税や保険料、保育料などの免除や減免、法律相談、事業主向けの各種貸付や相談窓口などの情報についても速やかな提供に努めます。

(5) 公営住宅等の供給等

住宅の損壊により住み続けることが困難となり、応急仮設住宅などで仮住まいをしている町民に対し、自力再建をサポートするとともに、自力再建が困難な町民に対しては、災害公営住宅を必要量供給します。

災害公営住宅の供給については、町民の意向変化に追従できるよう、需要調整とニーズ調査を繰り返しながら、町民個々の将来設計に応じることができるよう、集合・平屋タイプ双方の供給を計画します。

また、公営住宅の建設を早期に進めるために、平時に候補地の検討を行います。

本計画で推計した災害公営住宅の必要戸数とおおよその必要面積は次のとおりです。

表 5-2 災害公営住宅戸数と必要面積

必要戸数	必要面積
110 戸	36,300 m <sup>2</sup> (3.6ha)

※算定方法は巻末資料に掲載する。

(6) 被災者の心身の健康管理の強化

町民が元気に暮らし、活力あるまちづくりを進めるためにも健康維持・増進を図ることは重要であり、災害の影響による心身のケア活動をはじめとして健康づくりの取組みを進めます。あわせて、子育て環境や学習環境の充実に努めます。

(7) 被災地での建築制限等

地震や津波により市街地に大きな損害が発生した区域では、復興に向けた市街地整備を進めるために必要な場合、避難指示区域の指定や被災市街地における建築制限（建築基準法第 84 条）もしくは災害危険区域制度（建築基準法 第 39 条）を設定し、居住の安全性確保、復興事業の推進を図ります。

(8) 自力再建住宅建設サポート

被災者に大きな負担を強いることになる住宅再建は、被災者個々の将来設計と住宅再建能力に応じた住宅供給が行えるよう、住宅再建窓口を設置し、専門家との相談機会を確保します。

また、自力再建を希望する被災者に対しては、市街地の復興状況を常時把握できるよう情報提供を行い、生活設計に支障をきたさないよう留意します。

## 5.1.2 被災者支援

### (1) 災害ボランティアとの連携

社会福祉法人むかわ町社会福祉協議会と締結した災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定に基づき、「むかわ町災害ボランティアセンター」を設置し、被災者ニーズに寄り添ったボランティア活動を支援します。

### (2) 被災者の心のケア

平成 30 年北海道胆振東部地震後に組織された「むかわ町復興支援ネットワーク」の活動により明らかになった身体精神状況や生活の困りごとを支援につなげる心のケアに務めます。

また、町の各種健診事業、学校、子育て支援施設、役場窓口への来庁など、各所において被災者へのカウンセリングや声かけを行うとともに、支援体制の構築に努めます。

### (3) 支援者支援

被災者の支援にあたる支援者もまた被災者です。支援者支援の体制構築に務め、速やかな復興につなげます。

## 5.2 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます

被災後の保健・医療・福祉、子ども・子育て環境、学校教育・生涯学習、公共交通等公共インフラの維持・充実、被災後もむかわ町で安心して暮らしていくために重要となります。

本計画の復興基本方針では、日常生活や子育て・教育の再生と発展のため、以下に取組みます。

### (1) 保健・医療・福祉の維持・充実

#### ① 保健

被災後の各種健診・検診体制、保健指導、疾病の発症・重症化予防など保健事業について調査・研究し、復旧・復興フェーズごとの対応策をとりまとめ、必要に応じて関連計画に盛り込みます。また、災害を起因とした自殺対策についても取組みます。

#### ② 医療

被災後の医療の継続について調査・研究し、復旧・復興フェーズごとの対応策をとりまとめ、必要に応じて関連計画に盛り込みます。また、津波による浸水が想定される鶴川厚生病院の復興ビジョンについて調査・研究し、復興手順を示します。

#### ③ 福祉

被災後の福祉サービス、障がい福祉サービス・相談支援体制、介護サービス、地域包括ケアシステムなど福祉・介護事業について調査・研究し、復旧・復興フェーズごとの対応策をとりまとめ、必要に応じて関連計画に盛り込みます。

### (2) 子ども・子育て環境の維持・充実

被災後の子どもの教育・保育環境、子どもと子育て家庭の支援体制、仕事と子育ての両立支援、地域で支え合う子どもの安全・安心な環境づくりなど、子ども・子育て事業について調査・研究し、復旧・復興フェーズごとの対応策をとりまとめ、必要に応じて関連計画に盛り込みます。また、災害を起因とした子どもの貧困対策についても取組みます。

### (3) 学校教育・生涯学習の維持・充実

被災後の学校教育・生涯学習事業について調査・研究し、復旧・復興フェーズごとの対応策をとりまとめ、必要に応じて関連計画に盛り込みます。また、津波による浸水が想定される学校教育施設、社会教育施設、社会体育施設の復興ビジョンについて調査・研究し、復興手順を示します。

### (4) 公共交通等公共インフラの維持・充実

被災後の上下水道、公共交通など公共インフラの維持について調査・研究し、復旧・復興フェーズごとの対応策について取りまとめ、必要に応じて関連計画に盛り込むとともに、復興ビジョン・復興手順を示します。また、電気・ガス・電話などの情報通信についてもサービス事業者とともに調査・研究し、復旧・復興フェーズごとの対応策をとりまとめます。

## 5.3 将来に向けて持続的に発展する産業の再興を進めます

被災後のなりわい・経済の再生と発展は、生活の安定、雇用の創出、地域活性化、コミュニティの維持につながるため、単なる復旧にとどまらず、より強靱で持続可能な社会を築くために重要となります。

本計画の復興基本方針では、産業の再興のため、以下に取組みます。

### (1) 農業の振興

被災後の農業・農村振興について調査・研究し、復旧・復興フェーズごとの対応策をとりまとめ、必要に応じて関連計画に盛り込みます。また、津波による浸水が想定される農業協同組合の基幹施設、農地等の復興ビジョンについて調査・研究し、復興手順を示します。

### (2) 林業の振興

被災前からの課題であった治山施設の設置や森林の造成、林道等の整備、森林資源の循環利用、担い手の育成・確保に取り組めます。

### (3) 水産業の振興

被災後の漁業振興事業について調査・研究し、復旧・復興フェーズごとの対応策をとりまとめ、必要に応じて関連計画に盛り込みます。また、津波による浸水が想定される漁港施設、漁業協同組合の施設、漁業者集落の復興ビジョンについて調査・研究し、復興手順を示します。

### (4) 商工業・観光の振興

被災後の商工業・観光振興事業について調査・研究し、復旧・復興フェーズごとの対応策をとりまとめ、必要に応じて関連計画に盛り込みます。また、津波による浸水が想定される四季の館などの商工観光施設の復興ビジョンについて調査・研究し、復興手順を示すとともに、被災後の被災者の生活必需品の買い物、コミュニティ形成に必要となる商業の復旧に向け、仮設店舗や仮設事務所として使用可能な用地・建物の計画、確保、運営継続の支援策について調査・研究します。

### (5) 産業全体の連携強化

経済の多様化や競争の激化、新技術の台頭、資源の有効活用といった面から、地域産業間での連携が必要となることから、産業団体間の連携強化に取り組めます。

また、防災に関する計画、業務継続計画（BCP）等の作成促進に向けた平時からの情報把握と連携について検討します。

## 5.4 地域自らが創生するなりわい・交流づくりを支援します

被災したまちのインフラを再興しても、引き続きむかわ町で住み続ける町民自らによるなりわいづくりや交流の推進が復興には不可欠です。

本計画の復興基本方針では、地域自らが創生するなりわいや交流のため、以下に取組みます。

### (1) 新たななりわいづくりへの支援

平成 30 年北海道胆振東部地震後、むかわ町まちなか再生基本計画に基づく取組みのほか、空き店舗等における新規起業、異業種参入などがまちの活力となってきたことを踏まえ、被災後の復興まちづくりにおける新たななりわいづくり支援について調査・研究します。

### (2) 町民等による交流の推進

平成 30 年北海道胆振東部地震後、町民等による様々なイベントや交流が企画・運営され、まちの活力となってきたことを踏まえ、発災後の町民交流、関係・交流人口の拡大につながる取組み支援について調査・研究します。

## 5.5 災害により強い防災先導のまちづくりを進めます

災害による被害を最小限に抑え、町民の生命を守り、迅速に復旧・復興を遂げ元の生活を取り戻し、持続可能なまちとするためには、災害に強いまちづくりに取り組む必要があります。

本計画の復興基本方針では、災害により強い防災先導のまちづくりのため、以下に取組みます。

### (1) 防災・減災力の向上

各種ハザードマップの活用促進、自主防災組織の活動支援、北海道地域防災マスター等防災に関する有資格者や認定者との連携により、町民の自助防災・減災力を高めるとともに、避難行動要支援者の避難対策を推進し、大規模災害時の人的被害軽減に努めます。

### (2) 津波避難対策の実施

平坦な地形が広がり、津波の際に駆け上がったたり垂直避難できる地点が少ない地形である鵜川地区については、避難路の整備、路肩拡張による避難車両の停車場所確保、浸水区域外所在企業等との協定による避難車両の受入、日高自動車道の活用などあらゆる浸水区域外への避難対策の推進に努めます。やむを得ず浸水区域内の津波避難場所へ避難する場合における屋上柵の設置にも努めるとともに、必要に応じた津波避難場所の新規整備に努めます。

また、積雪寒冷に配慮した避難対策に努めるとともに、トイレ問題、避難所における治安維持に努め、災害関連死を防ぎます。

### (3) 津波防災対策

数百年から千年に一度程度の頻度で発生するレベル2津波（L2 津波）を防御又は軽減するため、国道235号の嵩上げ、一級河川鵜川や二級河川入鹿別川の堤防新設・嵩上げ、まちの森の新規造成についても調査・研究し、必要に応じて施策化します。

### (4) 被災後の土地の嵩上げ・居住地域の新規造成

L2 津波からの被害軽減のため、浸水深に応じた地面の嵩上げについて調査・研究し、必要に応じて施策化します。

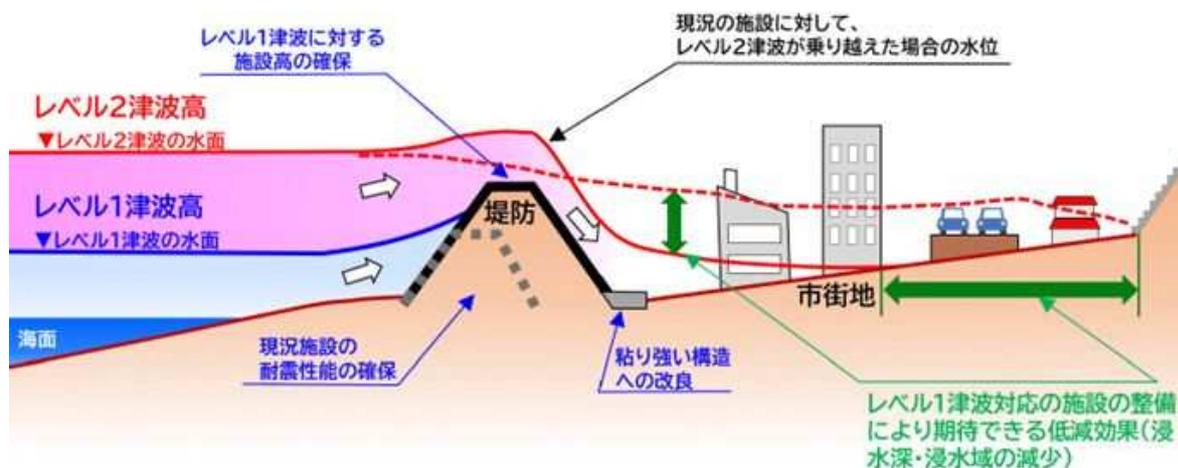
あわせて、浸水区域で再び生活するのに不安な町民向けに、浸水区域外への新たな居住区域造成についても調査・研究し、必要に応じて施策化します。

## 6. 復興まちづくりイメージの検討

### 6.1 安全安心確保の方針

被災後、早期かつ的確に復興まちづくりを進めるには、被災後に復興まちづくりの検討をはじめめるのではなく、自らのまちの地域特性、被害想定を確認して、これまでの災害からの課題・教訓を踏まえ、復興まちづくりの具体的な手法や復興まちづくりのイメージを事前に検討しておく必要があります。

国では、東日本大震災を受けて、津波防災に対する考え方を整理しています。



- 東日本大震災を受けて、国の中央防災会議では、数十年から百数十年に一度程度の頻度発生する津波をレベル1津波とし、国民の生命・財産を確実に守るためのハード整備を進めるとしています。
- 東日本大震災のように、数百年から千年に一度程度の頻度で発生する津波はレベル2津波とし、国民の生命が守られるよう、多重防御やソフトを充実させていくこととしています。

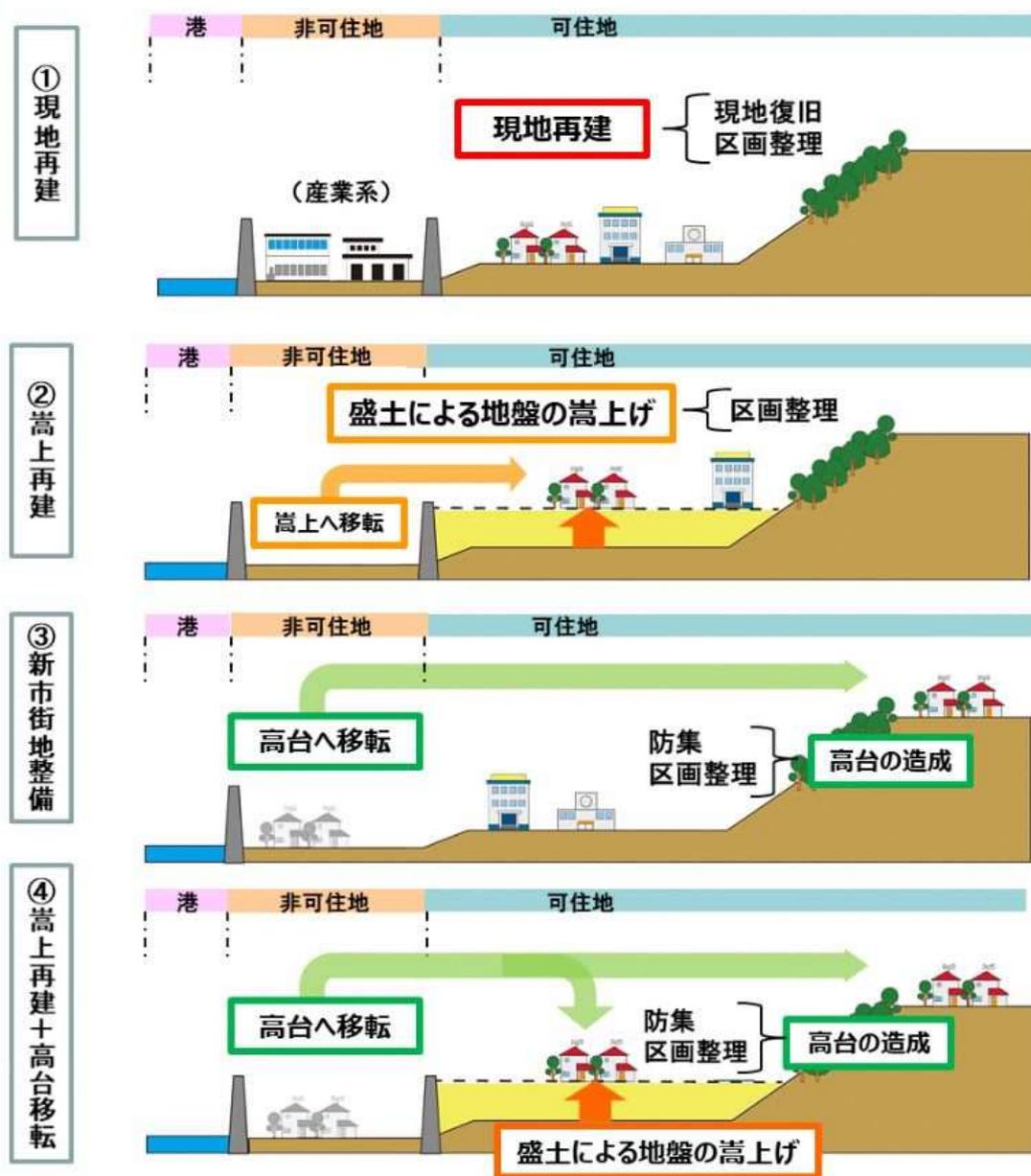
図 6-1 津波防災に対する国の考え方

東日本大震災の際は、住宅はレベル2津波に対応可能な高さに設ける自治体もありました。

表 6-1 津波防災に対する考え方

考え方	安全水準	まちづくりイメージ
L1 津波に対して、現状の土地利用で防災、減災力を高めていく。 L1 津波高さ T.P3.7m (南三陸北部地震)	L1 津波に対して物理的に人命・財産を守る。 L2 津波に対して、物理的+避難行動などのソフト対策で人命を守る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>むかわ町復興計画と整合</li> <li>今後のまちづくり(立地適正化計画等)と整合</li> <li>L2 津波浸水を許容</li> </ul>
L2 津波を想定し、高台移転、内陸移転、多重防御など現状の土地利用を変化させながら、防災、減災力を高めていく。 L2 津波高さ T.P11.3m (国公表の日本海溝モデル)	L2 津波に対して物理的に人命・財産を守る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地再建(築堤)</li> <li>嵩上再建</li> <li>新市街地整備(内陸移転)</li> <li>嵩上げ+高台移転</li> <li>多重防御(L2津波防御)</li> </ul>

数百年から数千年に一度程度の頻度で発生するレベル 2 津波を防御するまちづくりの考え方として以下のパターンが示されています。



出典：津波被害からの復興まちづくりガイドンス（改訂版）について（2022年3月11日）

図 6-2 復興パターンイメージ

## 6.2 メリット・デメリットの整理

### 6.2.1 L2 津波対応の復興まちづくり（L2 津波から物理的に人命・財産を守るまちづくり）

#### (1) メリット

安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活圏までL2津波が到達せず安心感の醸成に寄与する。</li> <li>L2津波対応しておくことで生活やなりわいが断絶することなく継続できる。</li> </ul>
将来の津波リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>L1津波対応の防災まちづくりを進めても、L2津波で大きく被災するのであれば、はじめからL2津波対応の防災まちづくりを進めた方がよい。</li> </ul>
町職員の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災後の復旧・復興に係る町職員の負担を軽減できる。</li> </ul>
新しいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化している公共施設の最適化、点在する現施設の集約化のほか、交通利便性向上など現状課題解決型の新たなまちづくりが可能となる。</li> </ul>

#### (2) デメリット

町民への負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の居住地からの移転や建物の建て替えが必要となる。</li> <li>復興に時間がかかり仮設住宅等での生活が長期に及ぶ。</li> </ul>
町職員の負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の諸計画・業務とL2津波対応計画が乖離し、各種計画・業務の大幅な見直しが必要となり、膨大な復興事業への対応で町職員が疲弊する。</li> </ul>
将来の津波リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定以上のL2津波が発生する可能性もあり100%安全とは言えない。</li> <li>想定以上のL2津波発生もあり得ることを理解してもらう必要がある。</li> </ul>
費用・整備期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業規模が大きくなり費用と時間が必要となる。</li> <li>広域災害となることから国庫補助金等の交付率が十分でない可能性、資材・人件費の高騰、調達困難が起こる可能性がある。</li> </ul>

### 6.2.2 L1 津波対応の防災まちづくり（L2 津波浸水を許容するまちづくり）

#### (1) メリット

安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>L2津波の威力を軽減させることができれば人命を救うことができる。</li> <li>L2津波対応の防災まちづくりが100%安全とは言えない。</li> </ul>
町民への負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地再建は愛着ある土地で生活でき既存コミュニティを維持できる。</li> <li>一次産業従事者など住んでいる場所などから離れられない人もいる。</li> </ul>
まちのアイデンティティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の景観に最大限配慮することができる。</li> </ul>
まちづくり計画との整合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の町の諸計画やハード施設を大きく変更することなく活用できる。</li> </ul>
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>段階的にL2津波対応の防災まちづくりをする方法もある。</li> <li>早期の復興が可能となる。</li> </ul>
費用・整備期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>L2津波対応の防災まちづくりより費用と時間を軽減できる</li> <li>L2津波の発生時期や津波の規模が不透明であり十分な対策が難しい。</li> </ul>

#### (2) デメリット

被害が大きい	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの人命を失う可能性が高く、多くの財産も失う。</li> <li>重要な生活インフラを喪失しまちの機能が停止する。</li> <li>L2津波を許容すると町職員も死亡・被災し災害対応に影響が生じる。</li> </ul>
町民への負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期の避難行動が必要で訓練などにより生命を守る必要がある。</li> <li>心理的にまた被災するおそれのある場所に住みたくない。</li> </ul>
まちのアイデンティティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波による大規模被災がある度にまちが一変してしまう。</li> </ul>
将来の津波リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>L2津波を許容することによる被害を理解してもらう必要がある。</li> </ul>
費用・整備期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>L1津波を超える津波が発生する度に費用が生じ長期的に見るとL2津波対応の防災まちづくりよりも費用が必要になる可能性もある。</li> </ul>

### 6.3 むかわ町における安全安心確保の方針

国の中央防災会議は、津波対策については L1 津波と L2 津波に分類し、L1 津波は防潮堤等の施設により国民の生命・財産を守り、L2 津波は避難を中心とした対策により国民の生命を守ると打ち出しました。

一方、東日本大震災の被災地では、L2 津波に対し生命・財産が守られる復興まちづくりが進められ、大きな矛盾を内包しました。

むかわ町は海から近い津波浸水区域に市街地が広がっており、東日本大震災の被災地で行われたような復興まちづくりが進められると、復興に時間がかかり、町民が町から離れてしまう可能性があること、いつ・どのレベルの津波が発生するか分からない段階で、L2 津波対応のまちづくりを進めることは、住民との合意形成や財政面での課題が生じます。

町民の命を守りつつ持続性のある復興まちづくりの大きな方向性として、L1 津波に対する安全性の確保を原則としつつ、明確な安全安心確保の方針を示すのではなく、様々な可能性があることを示し、実際に災害が起こった際にまちづくりについて考えてもらう材料を準備することとし、発生する可能性がある日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に向き合い、胆振東部地震の記憶を継承しながら、発災前は平時の取組みで防災対策を進め、災害発生後に速やかに復興イメージを町民に共有できるよう準備します。



図 6-3 むかわ町の安全安心確保の方針

## 6.4 むかわ町における復興まちづくりイメージ

大規模な津波災害発生後、応急対応期及び復興始動期を経て、まちの存続に必要な最小限の機能が維持回復した後に進められる、まちの復興に向けたイメージの検討を行います。

近年の大規模災害からの復興後の課題として、

- ① 縮小時代下における適正な復興規模の設定
- ② 時間の経過とともに変化する被災者意向のへ追従
- ③ 復興事業全体のマネジメントの重要性

が指摘されています。

こうした指摘を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、大規模災害による被災状況を想定し、著しい被害により面的な整備が必要となる鶴川地区市街地、田浦地区や汐見地区、主要避難先と想定される穂別地区を対象に、まちや住まいに関する復興イメージを定めま

す。

### 6.4.1 町民の命を守る復興まちづくり

人的被害が大きくなるほど復興は長期化します。特に、未来を担う子どもに人的被害が及ぶと、その影響は計り知れないものとなります。「自然への畏敬（いけい）の念」（可能な限りの努力をしても自然の力には及ばないという謙虚さを保つこと）について理解し、発生する可能性がある日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による人的被害の最小化に向け、未来を担う子ども達への防災教育、町民を対象とした防災訓練による非常時への備えを進めます。

### 6.4.2 一日も早い生活再建

#### (1) 応急仮設住宅生活水準の向上

2年以上継続せざるを得ない応急仮設住宅生活水準の向上に向け、それまでの生活環境に大きな変化が生じないように、丁目といった地域コミュニティ単位での被災者収容を基本とするとともに、買回り品等の購入に支障をきたさないよう、仮設店舗の配置を考慮した応急仮設住宅団地を整備します。その際、仮設を含めた義務教育施設との位置関係や通学手段に留意します。

#### (2) 被災者個々の住宅再建能力に応じた住宅供給

被災者に大きな負担を強いる住宅再建は、被災者個々の将来設計と住宅再建能力に応じた住宅供給が行えるよう、住宅再建窓口の設置、専門家との相談機会確保など柔軟に対応します。

また、自力再建を希望する被災者に対しては、市街地整備状況を常時把握できるよう復旧・復興に関わる情報提供を行い、生活設計に支障をきたさないよう留意します。

自力再建が困難な被災者に対しては、災害公営住宅を必要量供給していくこととし、意向変化に追従できるよう、需要調整とニーズ調査を繰り返し行いながら、被災者個々のライフスタイルに応じて、集合・平家タイプ双方の供給など柔軟に対応します。

また、被災者個々の状況に応じた生活再建支援を行うため、国や県をはじめとした支援制度に関する情報提供を行い、適切に活用します。

#### 6.4.3 創造的復興に向けて (Build Back Better)

巨大津波は農業、漁業にダメージを与え、地震の揺れは山体崩壊を引き起こし林業にダメージを与えます。これまで農林水産業の恵みを多く得てきた過去に感謝し、次の世代に農林水産業をつなげて行くため、農林水産業の復旧だけでなく、周辺加工業までを取り込んだ農林水産業の磨き上げに挑戦します。

また、むかわ町の資源である自然環境やカムイサウルス・ジャポニクス（通称：むかわ竜）をはじめとする穂別地区から産出される古生物化石群などあらゆる資源を、将来に向けて磨き上げ、関係・交流人口を増やすとともに、あらゆるジャンルの新たなチャレンジを支援することで地域の原動力とするとともに、新たな産業創出などにもつなげます。

#### 6.4.4 一定の密度を保つ市街地形成

都市計画区域の要件の一つとして、都市計画法施行令第2条では、当該市町村の中心の市街地を形成している区域内の人口が3,000人以上であることと定められています。

また、同条では、災害により市街地を形成している区域内の相当数の建築物が滅失した場合において、市街地の健全な復興を図る必要があることと定められていることから、復興まちづくり計画の検討にあたっては、復興後の人口密度を高める工夫として、被災後の土地利用規制（非可住地における災害危険区域指定等）により、望ましい密度水準を確保します。

#### 6.4.5 地区別復興まちづくり計画の留意点

復興まちづくりイメージは、現在の状況において日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し、災害発生後約10年を目途に、町民の生命を守る防潮堤等の津波防災施設、津波避難施設等の都市防災施設整備が進み、復興まちづくり事業が終了するまでの手順と再整備された姿（復興像）を仮定（イメージ）したものです。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震はいつ、どのように発生するのか予測できず、また、社会経済情勢や行財政システム、住民意向の変化も予測は困難です。したがって、復興まちづくりイメージの実現化手法についても、現在の制度を前提にしたものとし、状況に変化が生じた場合は速やかにこれを見直し、速やかに“復興”させるための“まちづくりイメージ（たたき台）”として位置づけます。

ただし、本計画における被害想定は非常に甚大であるほか、むかわ町をはじめ、多くの自治体が被災する広域災害となることが想定され、復旧・復興に向けて必要となる人的資源や資機材の確保、復興事業への着手がイメージどおりに進まないことも想定し、事業の優先順位の設定、人材配分などについても留意していく必要があります。

また、復興後のまちには、「むかわ町らしさ」も必要です。昭和40年代に報道されて以来、まちの風物詩となった「ししゃもの簾干し風景」やししゃも料理店、大手量販店にはない「お店と住民の顔の見える関係」が織りなすきめ細かい相談や訪問サービスなど、長年築かれてきたむかわ町らしさを復活させる取組も求められます。

あわせて、災害の発生にかかわらず進行する人口減少への対応も必要となります。復興まちづくりで造成した土地や住宅も徐々に空き地・空き家化し、災害公営住宅に入居した方々もいつかは退去します。適正な復興規模や新規需要の喚起等、未来の活用方法にも留意が必要です。

## 6.5 復興まちづくりイメージ図

復興イメージ図は、実際に災害が起こった時の社会情勢やまちの状況、被災者の意向によって変わることが想定されるため、様々な選択肢の中からその時々にあふさわしい計画を導きだせるよう、幅を持たせた計画の立案を行い、発災後の状況に合わせて柔軟に復興計画を立案できるように作成しておくことで、被災後、早期の復興まちづくりに寄与します。

本章では、現時点において多方面から検討した復興まちづくりイメージ図を示します。

なお、復興イメージ図は、復興段階ごと（応急対応期、復興始動期、復興展開期、復興・創生期）に分けて、復興に向けた取組みを示しています。



図 6-4 復興段階ごとの復興まちづくりイメージ図

(1) 鶴川地区 フェーズ1：応急対応期（発災～半年）

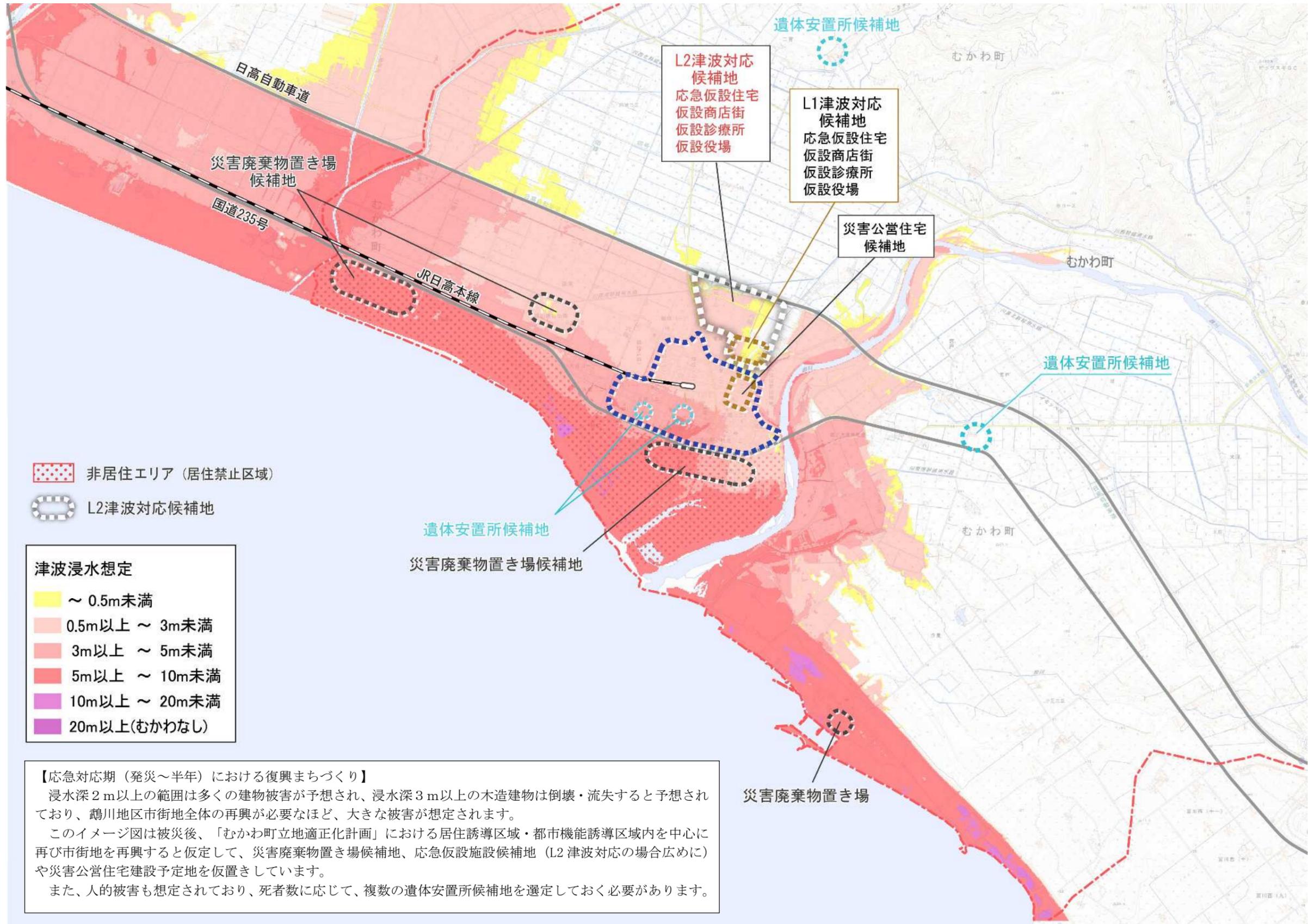
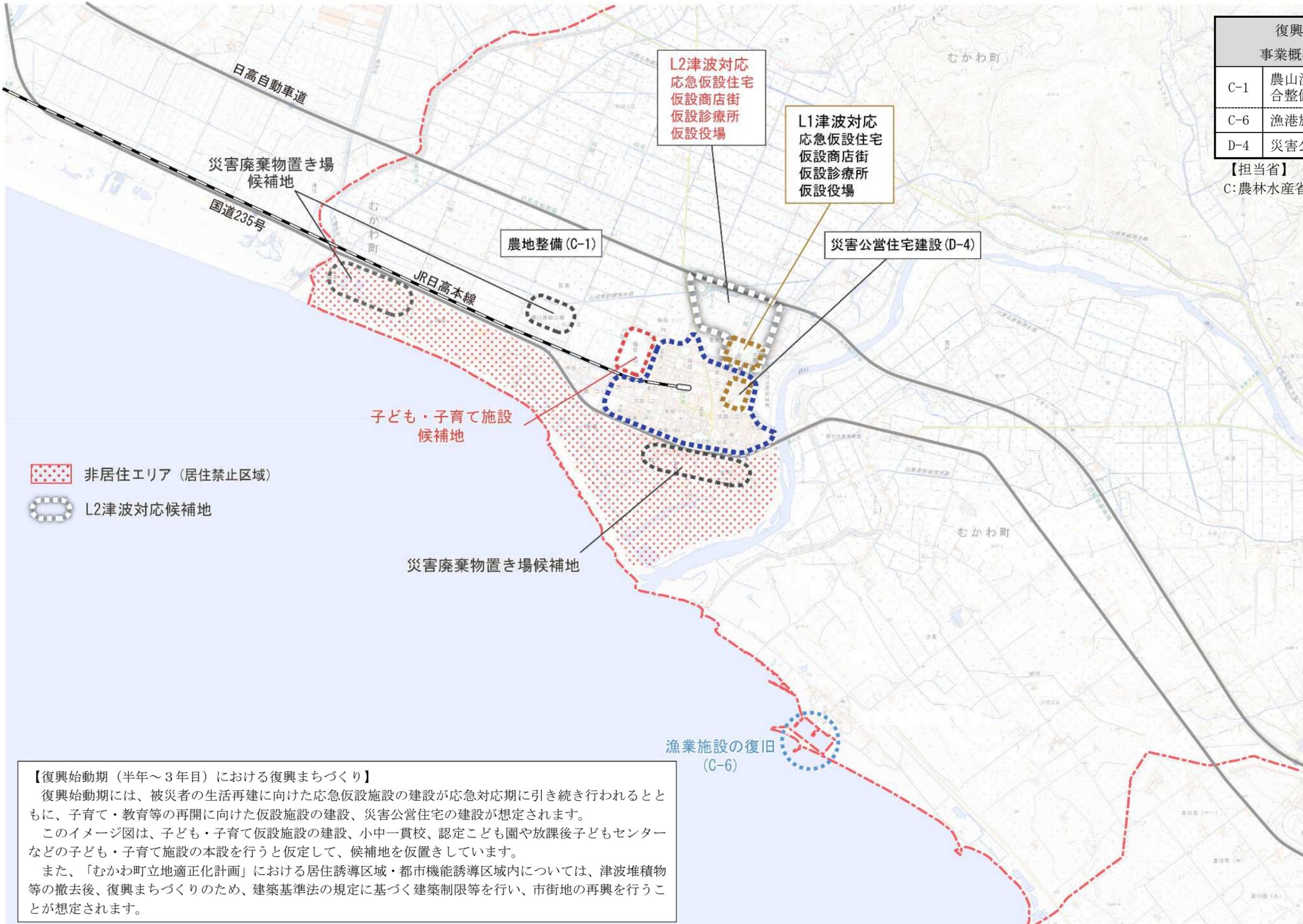


図 6-5 復興まちづくりイメージ図（フェーズ1）

(2) 鶴川地区 フェーズ2：復興始動期（半年～3年目）

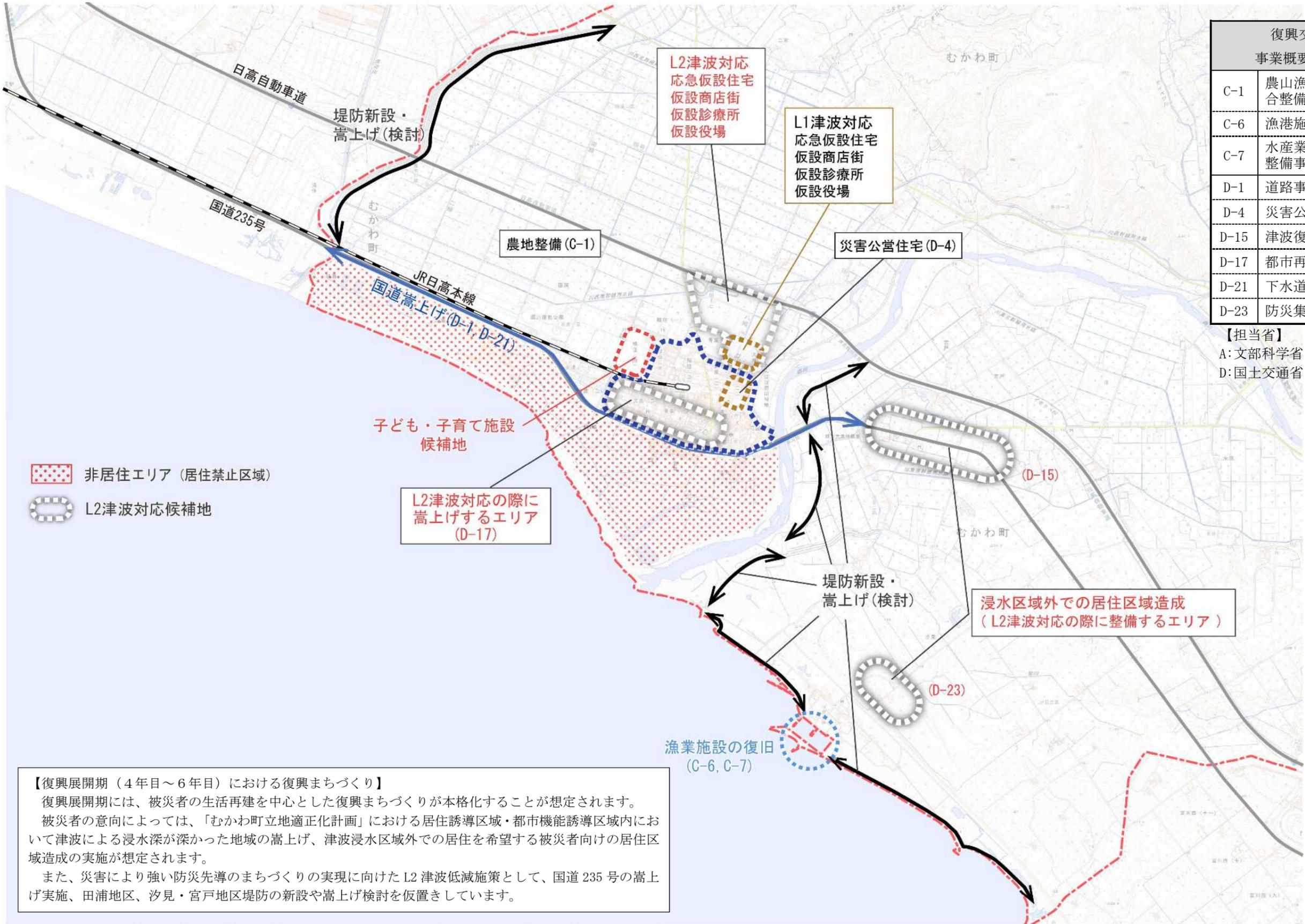


復興交付金事業 事業概要は P39～P40	
C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業
C-6	漁港施設機能強化事業
D-4	災害公営住宅整備事業等
【担当省】	
C:農林水産省 D:国土交通省	

**【復興始動期（半年～3年目）における復興まちづくり】**  
 復興始動期には、被災者の生活再建に向けた応急仮設施設の建設が応急対応期に引き続き行われるとともに、子育て・教育等の再開に向けた仮設施設の建設、災害公営住宅の建設が想定されます。  
 このイメージ図は、子ども・子育て仮設施設の建設、小中一貫校、認定こども園や放課後子どもセンターなどの子ども・子育て施設の本設を行うと仮定して、候補地を仮置きしています。  
 また、「むかわ町立地適正化計画」における居住誘導区域・都市機能誘導区域内については、津波堆積物等の撤去後、復興まちづくりのため、建築基準法の規定に基づく建築制限等を行い、市街地の再興を行うことが想定されます。

図 6-6 復興まちづくりイメージ図（フェーズ2）

(3) 鶴川地区 フェーズ3：復興展開期（4年目～6年目）



復興交付金事業 事業概要はP39～P40	
C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業
C-6	漁港施設機能強化事業
C-7	水産業共同利用施設復興整備事業
D-1	道路事業
D-4	災害公営住宅整備事業等
D-15	津波復興拠点整備事業
D-17	都市再生区画整理事業
D-21	下水道事業
D-23	防災集団移転促進事業

【担当省】  
 A: 文部科学省 C: 農林水産省  
 D: 国土交通省

【復興展開期（4年目～6年目）における復興まちづくり】  
 復興展開期には、被災者の生活再建を中心とした復興まちづくりが本格化することが想定されます。  
 被災者の意向によっては、「むかわ町立地適正化計画」における居住誘導区域・都市機能誘導区域内において津波による浸水深が深かった地域の嵩上げ、津波浸水区域外での居住を希望する被災者向けの居住区域造成の実施が想定されます。  
 また、災害により強い防災先導のまちづくりの実現に向けたL2津波低減施策として、国道235号の嵩上げ実施、田浦地区、汐見・宮戸地区堤防の新設や嵩上げ検討を仮置きしています。

図 6-7 復興まちづくりイメージ図（フェーズ3）

(4) 鶴川地区 フェーズ4：復興・創生期（7年目～10年目）



復興交付金事業 事業概要はP39～P40	
A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業
A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業
B-2	介護基盤復興まちづくり整備事業
B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業
D-1	道路事業
D-10	住宅市街地総合整備事業
D-15	津波復興拠点整備事業
D-21	下水道事業
D-22	都市公園事業
D-23	防災集団移転促進事業

【担当省】  
 A: 文部科学省 B: 厚生労働省  
 D: 国土交通省

【復興・創生期（7年目～10年目）における復興まちづくり】  
 復興・創生期には「むかわ町立地適正化計画」における居住誘導区域・都市機能誘導区域内での住宅等の建設が本格化するとともに、「むかわ町まちなか再生基本計画」「むかわ町復興拠点施設等整備事業Ⅱ」における各拠点を中心とした観光ゾーンや商業エリアの再興が本格化することが想定されます。  
 また、役場、病院、子ども・子育て施設などの公共施設については、「むかわ町立地適正化計画」における居住誘導区域を取り巻くように本設する仮定として候補地を仮置きしています。  
 さらに津波避難対策として、人命を守るための避難路の整備（人と車の避難共存・避難車両受入のための路肩拡張、避難車両受入場所の新規造成、津波の勢いを軽減するためのまちな森新規造成、浸水区域外への避難が困難な場合における垂直避難施設の整備）について仮置きしており、これらの津波避難対策については発災前に事前に取り組むことも可能です。

図 6-8 復興まちづくりイメージ図（フェーズ4）

(5) 復興概算事業費・復興工程計画

復興イメージ図に基づき、復興事業を進めた場合に想定される復興概算事業費と復興工程計画を以下に示します。

なお、穂別地区では、大規模な復興事業はなく、被災直後の鵜川地区避難者の受け入れや災害支援、応急復旧支援が主になると想定しています。

1) 復興概算事業費

想定される復興概算事業費は以下が想定されます。

表 6-2 復興概算事業費

フェーズ	項目	単価 (百万円)	数量	単位	金額 (百万円)
フェーズ 1	仮設商店街	4,000	0.4	ha	1,600
	仮設診療所	4,000	0.5	ha	2,000
	仮設役場	4,000	0.2	ha	800
フェーズ 2	災害公営住宅	25	110	戸	2,750
	漁業施設の復旧	1,000	1	式	1,000
フェーズ 3	復興道路 (国道)	1,200	6.0	km	7,200
	復興道路 (接道)	1,200	1.2	km	1,440
	盛土造成	200	52	ha	10,400
	宅地整備 (盛土無し)	30	57	ha	1,710
	宅地整備 (盛土無し)	30	28	ha	840
フェーズ 4	役場整備費	3,220	0.2	ha	644
	病院整備費	3,900	0.5	ha	1,950
	小学校	3,420	0.5	ha	1,710
	中学校	3,610	0.8	ha	2,888
	こども園	3,640	0.1	ha	364
	まちの森造成	150	7.5	ha	1,125
	<u>自動車避難エリア</u>	<u>50</u>	<u>1.2</u>	<u>ha</u>	<u>60</u>
	<u>避難道路拡張 1 (路肩 2.5m 拡張)</u>	<u>2.0</u>	<u>1.5</u>	<u>km</u>	<u>3.0</u>
	<u>避難道路拡張 2 (路肩 2.5m 拡張)</u>	<u>2.0</u>	<u>1.7</u>	<u>km</u>	<u>3.4</u>
	<u>津波避難タワー</u>	<u>300</u>	<u>4</u>	<u>棟</u>	<u>1,200</u>
合計	—	—	—	39,687	

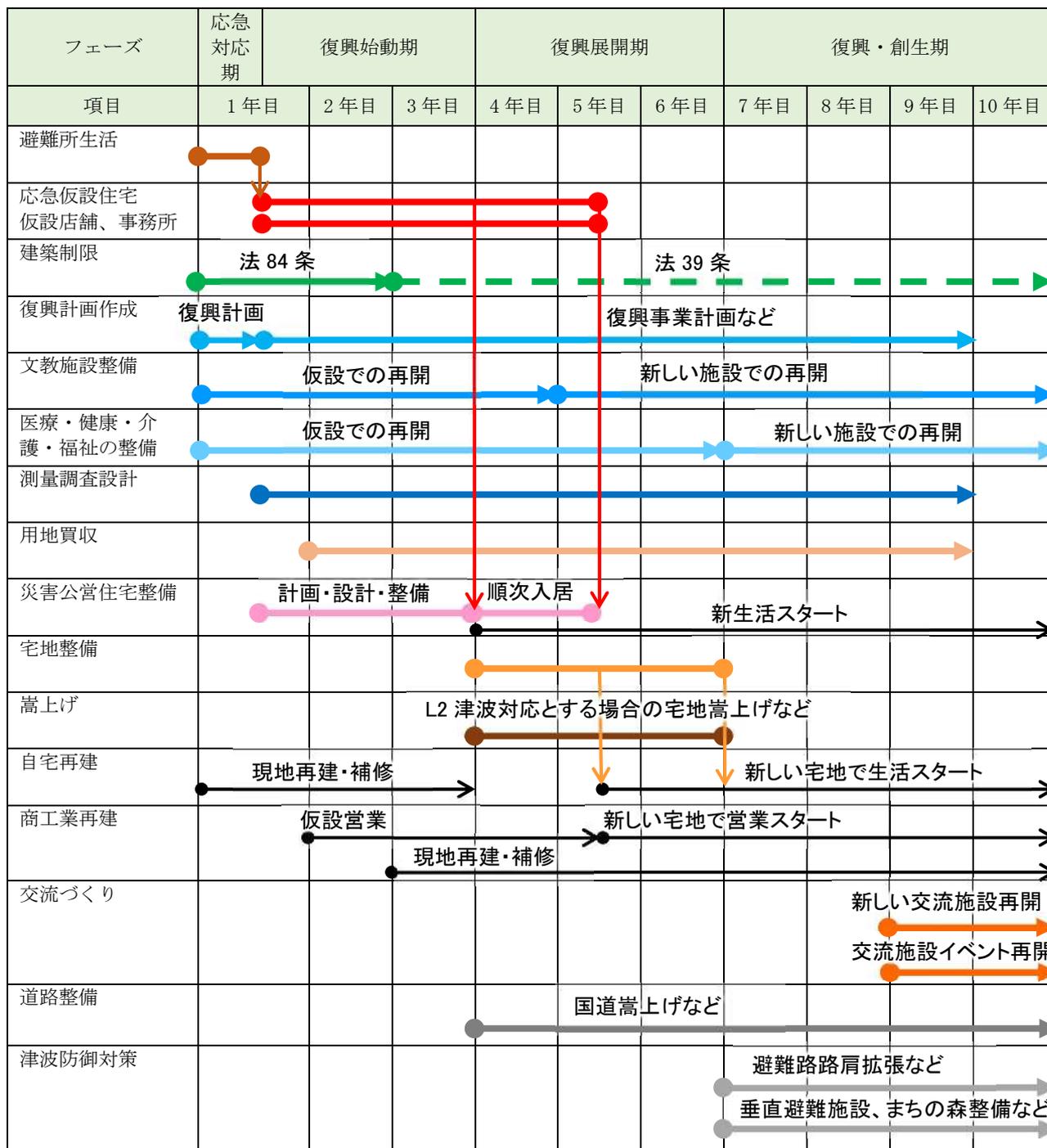
※各数量は復興イメージ図の想定条件に基づいて設定したもので、津波避難タワーは4棟設置すると仮定した事業費を算出しています。

※下線の津波避難対策事業については、発災前に事前に取り組むことも可能です。

2) 復興工程計画

想定される復興工程計画を以下に示します。

表 6-3 想定復興工程表



### 6.5.1 想定される復興事業

東日本大震災では、「東日本大震災復興特別区域法」により、被害を受けた地域の復興地域づくりに必要となる事業を対象に、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させる目的で5省40種類の「復興交付金事業」が創設されました。東日本大震災によって新たに創設された事業もありますが、大半は既存の事業が基本となっています。

今後、むかわ町で発生する可能性のある大規模災害発生後に利用可能性のある事業一覧を以下に示します。

表 6-4 むかわ町の復興に資する復興交付金事業（1）

番号	事業名	事業概要
文部科学省		
A-1	公立学校施設整備費 国庫負担事業	復興のための地域づくりに必要な、公立義務教育諸学校における新增築事業（学校統合に伴う新增築事業を含む）
A-3	幼稚園等の複合化・ 多機能化推進事業	被災地の復興に際し、子どもと子育てを身近な地域で支える観点から、認定こども園（幼稚園機能部分）の整備による、幼稚園等の複合化、多機能化を図るための整備に重点的な財政支援を行う事業
A-4	埋蔵文化財発掘調査 事業	個人住宅・店舗等の新築、改修等、震災復興に伴う埋蔵文化財発掘調査を迅速に実施するために必要となる費用を支援するための事業
厚生労働省		
B-2	介護基盤復興まちづ くり整備事業	被災地において、日常生活圏で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、既存の介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用して小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の基盤整備を行うことに加え、訪問介護ステーション等を建設する事業
B-3	保育所等の複合化・ 多機能化推進事業	被災地の復興に際し、子どもと子育てを身近な地域で支える観点から、認定こども園（保育所機能部分）、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点など子育て関連施設の複合化、多機能化を図るための整備に重点的な財政支援を行う事業
農林水産省		
C-1	農山漁村地域復興基 盤総合整備事業	農山漁村地域の復興に必要な農地・農業用施設等の生産基盤、集落排水施設等の集落基盤等の総合的な整備を実施、農地・宅地の一体的な整備等、被災地域の多様なニーズに対応した事業
C-2	（旧）農山漁村活性 化プロジェクト支援 事業	被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設等の整備、補強、機能強化等を支援し、安心・安全な農山漁村への定住・交流等の促進を図る事業
C-5	漁業集落防災機能強 化事業	被災地の漁業集落において、安全安心な居住環境を確保するための地盤嵩上げ、生活基盤や防災安全施設の整備等を実施し、災害に強い漁業地域づくりを推進する事業
C-6	漁港施設機能強化事 業	被災地の漁港において、漁港機能の集約・役割分担を踏まえた復旧・復興の方針に基づき、災害復旧事業と連携し、地震・津波等に対する防波堤、岸壁等の機能強化のための改良工事や地盤沈下に対応した漁港施設用地の嵩上げ・排水対策等を実施し、漁港機能の速やかな回復を図る事業
C-7	水産業共同利用施設 復興整備事業	本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援する事業

表 6-5 むかわ町の復興に資する復興交付金事業（2）

国土交通省		
D-1	道路事業	津波により壊滅的な被害を受けた地域における復興計画等に位置付けられた市街地相互の接続道路等の整備事業
D-4	災害公営住宅整備事業等	被災者の居住の安定確保を図るため、災害公営住宅の整備等に係る費用を支援する事業
D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業	被災者向けに整備された災害公営住宅について、入居者の居住の安定確保を図るため、当該災害公営住宅の家賃低廉化に係る費用を支援する事業
D-10	住宅市街地総合整備事業	老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、敷地の共同化や避難路整備等により、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業
D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業	がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対し補助金を交付する地方公共団体に対して、交付金を交付する事業
D-15	津波復興拠点整備事業	復興の拠点となる市街地（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）を用地買収方式で緊急に整備する事業に対して支援を行う事業
D-17	都市再生区画整理事業	広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するため、それぞれの地域の復興ニーズに的確に対応し、被災市街地復興土地区画整理事業等により緊急かつ健全な市街地の復興を推進する事業
D-20	都市防災推進事業	避難行動調査等により科学的知見に裏付けられた計画策定、住民の合意形成等のコーディネートに対する支援や、計画に位置付けられた市街地の防災性の向上のための地区公共施設等整備などに対する支援を行う事業
D-21	下水道事業	被災した地方公共団体における下水管の耐震化、水処理施設の耐震補強等に対する支援を行う事業
D-22	都市公園事業	被災地の復興において津波災害に強い地域づくりを推進するため、津波被害を軽減する機能を有する都市公園（津波防災緑地）の整備等について支援する事業
D-23	防災集団移転促進事業	被災した地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内の住居の集団移転を支援する事業

## 6.5.2 復興まちづくりシナリオ

むかわ町が被災した後、どのように復興まちづくりイメージ図の実現に向けて進むのか、復興まちづくりシナリオを示します。

復興まちづくりシナリオは、被災後にどのような流れで10年後に復興を遂げるかを示すもので、復興基本方針に沿って5つの分野に区分し、復興まちづくりに向けた課題への対応方針と復興まちづくりイメージ図を実現するために必要な事業から構成されます。

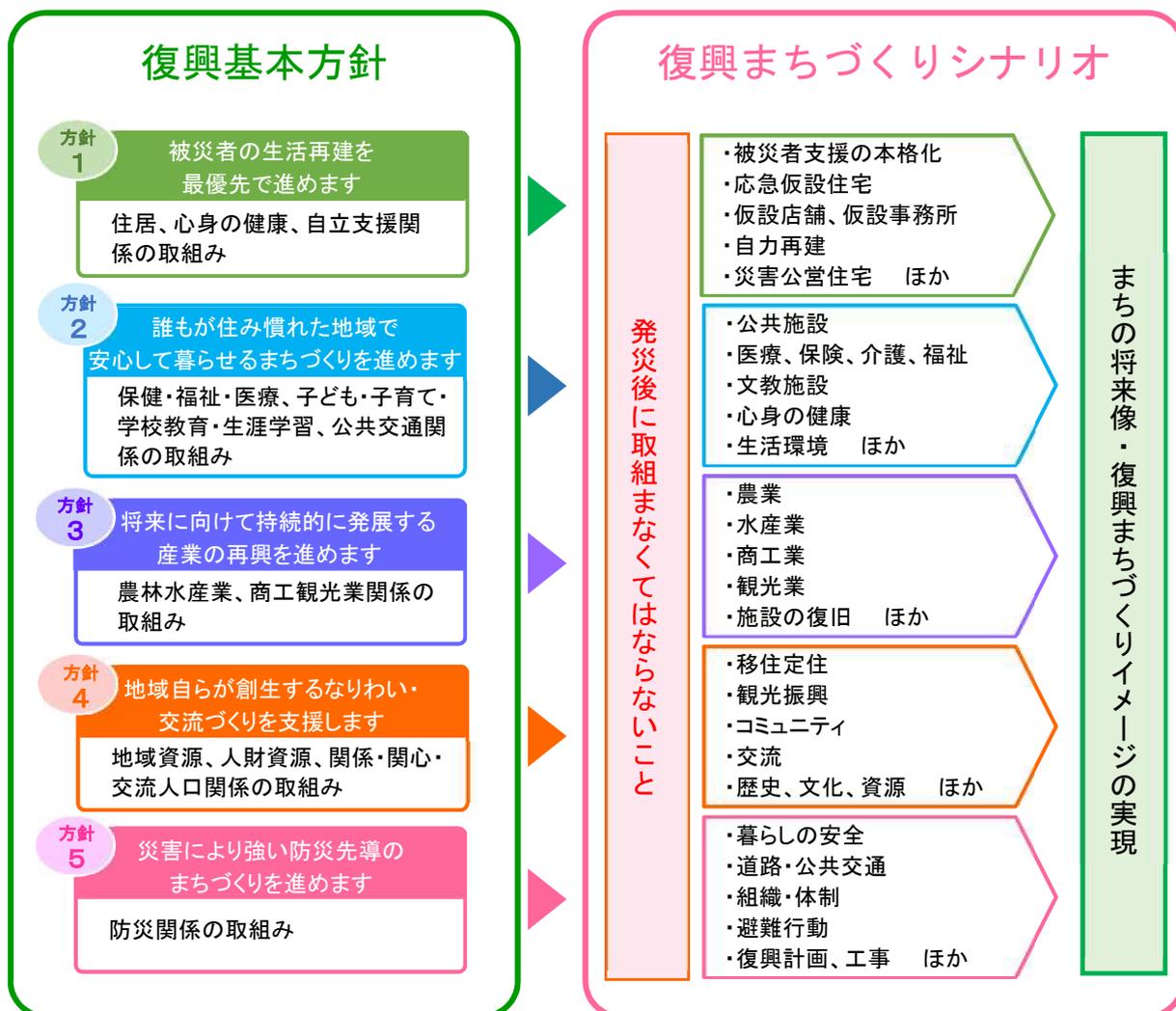
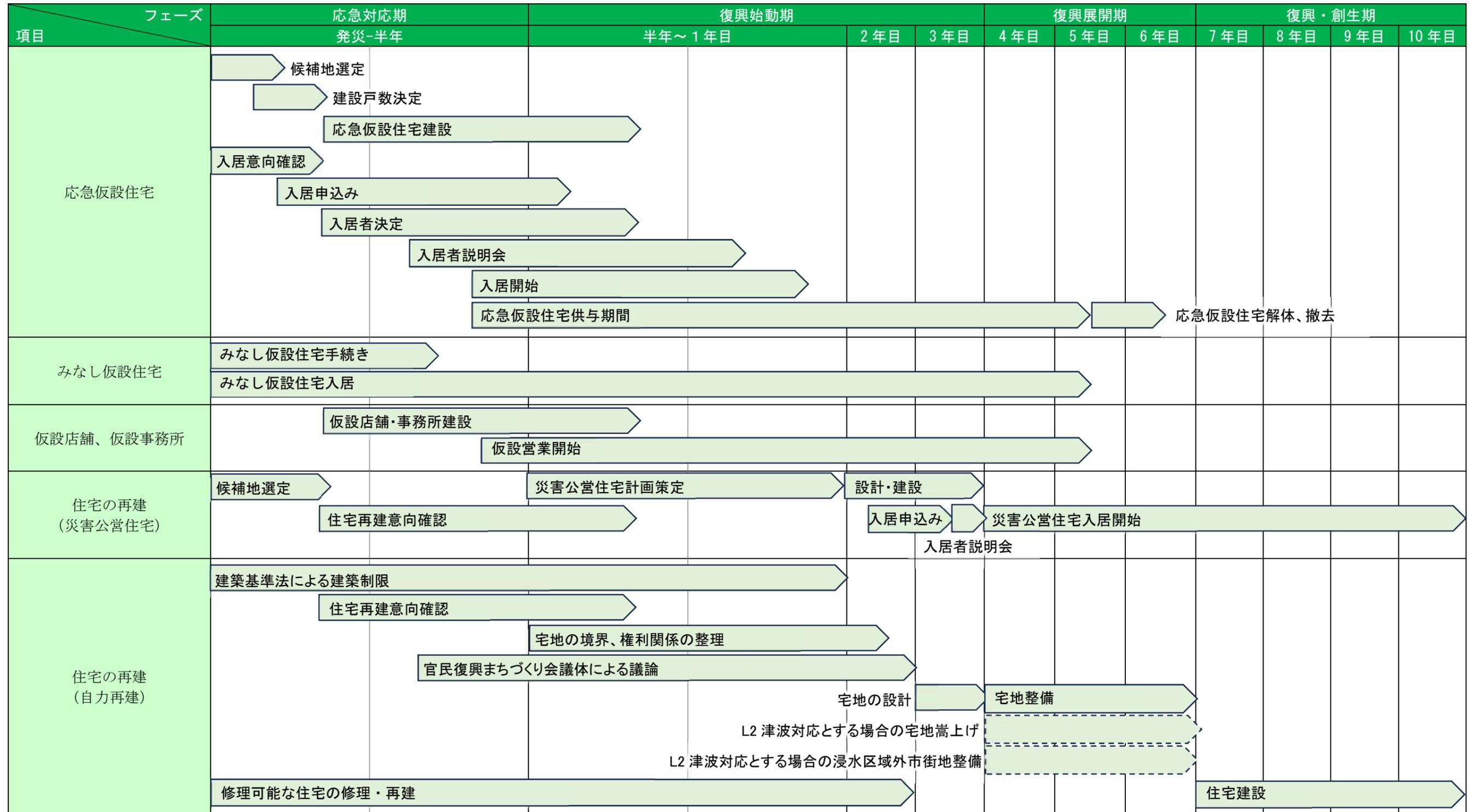


図 6-9 復興まちづくりシナリオ

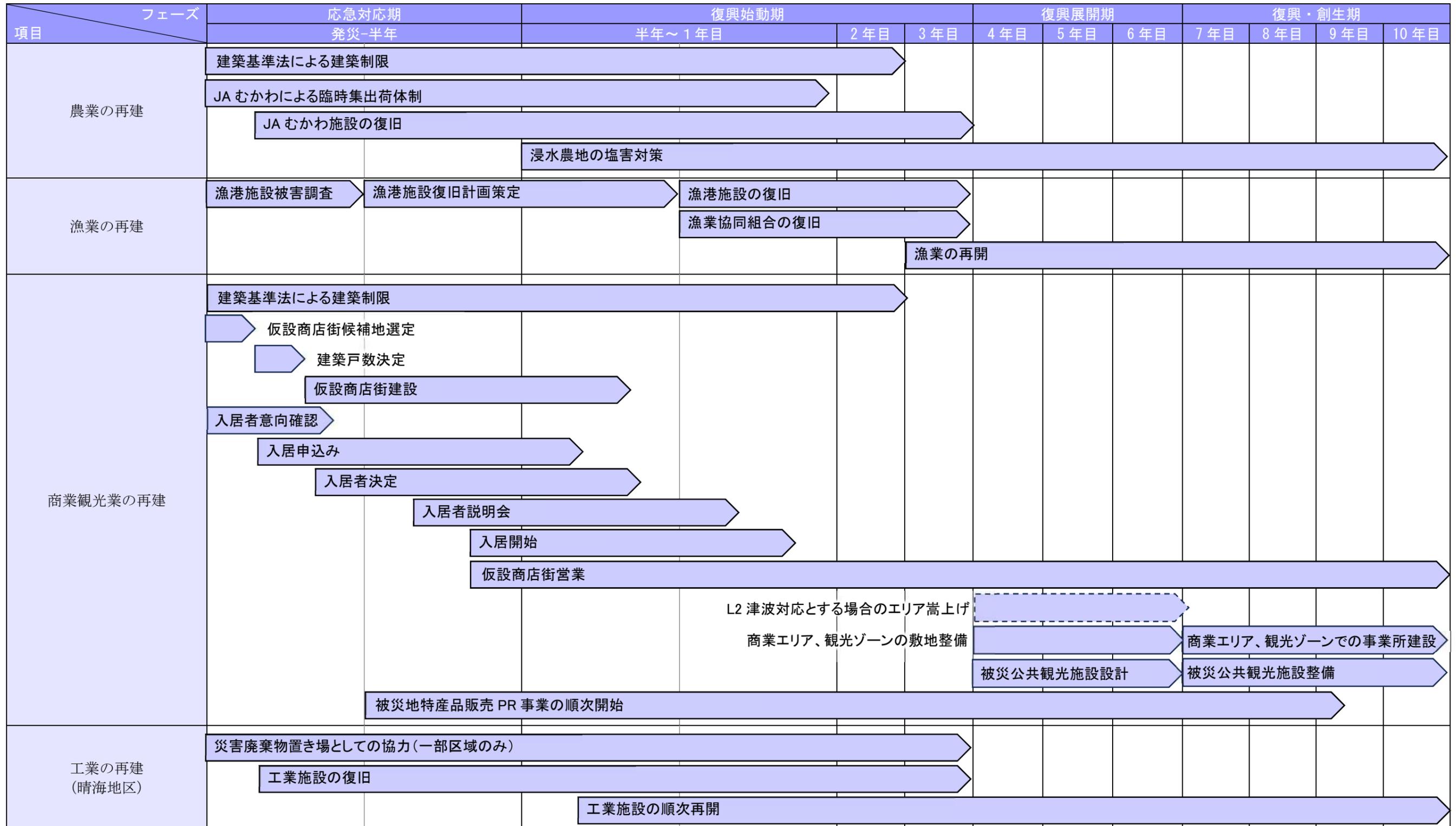
(1) 被災者の生活再建を最優先で進めます



(2) 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます

項目	フェーズ	応急対応期	復興始動期			復興展開期			復興・創生期			
		発災-半年	半年～1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
被災者支援		被災者の健康管理、要支援者対応、心のケア										
		災害支援組織の受け入れ										
		災害ボランティアの受入										
		対口支援職員の受入										
		道内自治体職員短期派遣の受入										
		協定締結自治体職員短期派遣の受入										
保育の再開		穂別地区での被災保育児の受入										
		仮設保育施設建設										
		仮設保育施設による保育再開										
小中学校の再開		穂別地区での被災児童・生徒の受入										
		仮設学校施設建設										
		仮設学校施設による教育再開										
子育て支援施設の再開		穂別地区での子育て支援事業の実施										
		仮設子育て支援施設建設										
		仮設子育て支援施設による事業再開										
医療の再開		DMAT、苫小牧市医師会による災害医療体制										
		仮設診療所建設候補地選定										
		仮設診療所建設										
		仮設診療所開設										
公共交通の再開		浸水区域外での折り返し営業再開										
		JR日高線代行バスの運行開始										
		応急仮設住宅を含めた町営バス運行開始										
		災害公営住宅を含めた町営バス運行開始										
し尿処理の再開 (胆振東部日高西部 衛生組合)		し尿処理広域受入態勢										
		施設整備計画策定										
		施設整備										
		し尿処理業務再開										

(3) 将来に向けて持続的に発展する産業の再興を進めます



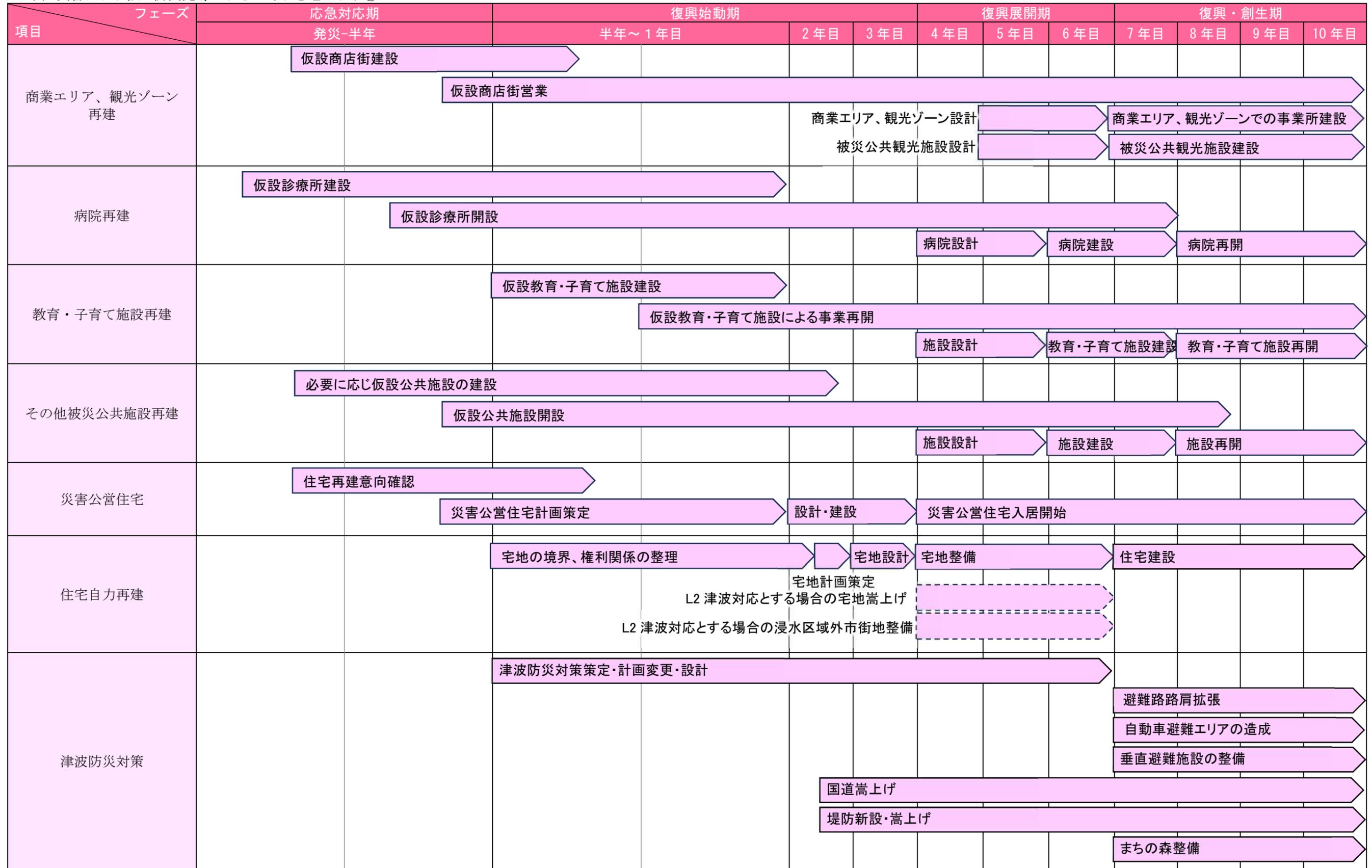
(4) 地域自らが創生するなりわい・交流づくりを支援します

項目	フェーズ	応急対応期	復興始動期			復興展開期			復興・創生期			
		発災-半年	半年～1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
復興イベント等の受入、実施、支援		炊き出しの受け入れ	慰問、ミニイベントの受入			応急仮設住宅等での交流イベントの企画・開催						
	被災生涯学習施設の再開	建築基準法による建築制限	官民復興まちづくり会議体による議論			建設候補地選定	施設設計	生涯学習施設建設	生涯学習施設再開			
						再建敷地の整備						
被災町民会館、生活館の再開		建築基準法による建築制限	官民復興まちづくり会議体による議論			建設候補地選定	施設設計	町民会館、生活館建設		町民会館、生活館再開		
	被災町民会館、生活館の再開					再建敷地の整備						

(5) 災害により強い防災先導のまちづくりを進めます①

項目	フェーズ	応急対応期	復興始動期			復興展開期			復興・創生期			
		発災-半年	半年～1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
市街地の再建 (全体計画)		災害がれき・廃棄物の撤去	災害がれき・廃棄物の処分									
		建築基準法による建築制限	被災状況調査									
		官民復興まちづくり会議体設置	官民復興まちづくり会議体による議論			復興事業、インフラ再整備の計画策定、財源調整、事業委託						
			復興計画策定	道路、市街地再建敷地の全体整備								
				L2 津波対応とする場合の宅地嵩上げ	L2 津波対応とする場合の浸水区域外市街地整備							
						市街地の整備						
						L2 津波対応とした場合の応急仮設敷地の活用						

(5) 災害により強い防災先導のまちづくりを進めます②



## 7. 事前復興準備計画

### 7.1 復興体制の検討

大規模災害への対応は、初動対応から復旧・復興の業務が連続し、多くの業務が同時並行で進行します。

次々と処理すべき対応事項が山積する状況で、災害応急対応業務（避難所運営、救急救助活動等）等を迅速かつ適切に実施するとともに、一刻も早い復興を成し遂げるためには、あらかじめ復興まちづくりに向けた体制を検討しておく必要があります。

復興は行政機関だけでは成し遂げることはできず、町民や事業者、地域での取組みが欠かせないことから、本計画での復興体制は「自助・共助・公助」を基本とし、それぞれの役割を復興段階ごとに整理します。

#### 7.1.1 自助・共助・公助

災害が起こった際、被災者の生命を守る行動や避難生活、生活再建は「自助」が原則となります。ただ、個人ではどうしようもない事も周囲の人と互いに助け合うことで解決する地域の助け合い「共助」も必要となります。そして政府や自治体が提供する支援「公助」を組み合わせることで、町の復興が進みます。

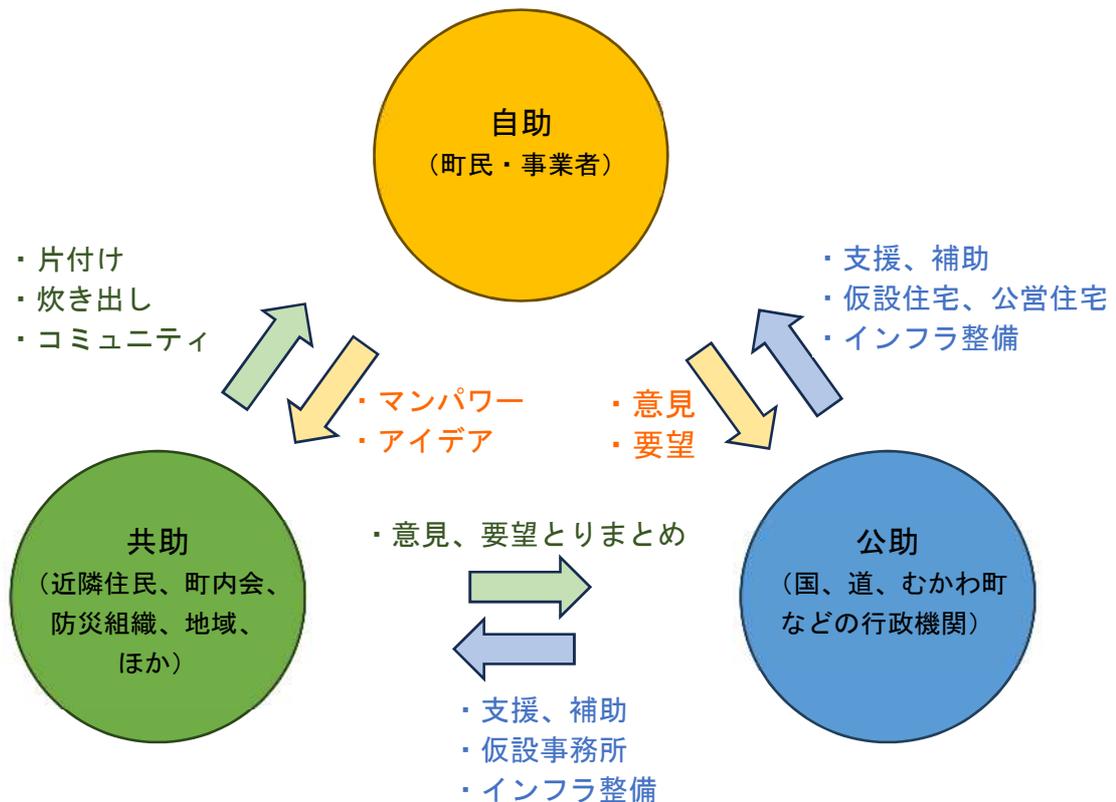


図 7-1 自助・共助・公助による復興体制

### 7.1.2むかわ町の復興まちづくりに向けた体制

発災直後、「むかわ町災害対策本部」を設置し応急対応に取り組み、被災者の避難、安否確認にめどが立った段階から、「むかわ町復興推進本部（仮称）」の設置準備を進めます。

むかわ町復興推進本部（仮称）は、復興推進本部長（町長）、復興推進副本部長（副町長、教育長）により構成し、主に復興に関わる意思決定を行います。また、現行の組織機構における担当事務又は類似事務を基本とした復興推進体制を整備します。

表 7-1 （仮称）むかわ町復興推進本部担当事務

分野 課・室・局等	生活 再建	被災者 支援	産業 復興	罹災 照明	災害 廃棄物 処理	公共 災害 復旧	復興 計画	受援 管理	その 他
総務財政課		K					R	S	T・V
情報防災対策室							Q・R		
総合政策課							Q・R		
町民生活課	G・H			M	N				
保健介護課		I・J・K							
福祉・子育て課	D~F	I							
農林水産課			L	※		P			
経済建設課	A~C		L			O・P	R		
会計室				M					
企画町民課	D~F	I			N				
経済恐竜ワールド戦略室			L	※					
国民健康保険穂別診療所		J・K							
生涯学習課				※					U
議会・監査事務局									T
農業委員会事務局							Q		

※罹災証明に係る現地調査支援

分野	事務分掌
生活再建	A応急仮設住宅、B被災家屋の解体撤去・応急修理、C災害公営住宅、D災害弔慰金、E福祉系資金貸付、F災害義援金管理、G法律相談、H税の特別措置
被災者支援	I災害ボランティア、J被災者の心のケア、K支援者支援
産業復興	L農林水産業・商工観光業の復興
罹災照明	M罹災・被災証明に係る申請受付・現地調査・証明書交付
災害廃棄物処理	N災害廃棄物の受入、処理
公共災害復旧	O公共土木・公共施設災害復旧、P農業土木災害復旧
復興計画	Q復興計画策定・進行管理、R復興交付金事業計画・市街地等整備計画
受援管理	S短・中・長期災害派遣職員の受入
その他	T国会議員等視察、U著名人等慰問等受入、V寄附金・支援金の受入

## 7.2 復興まちづくりの進め方

復興を進めるにあたり、「町民・事業者」「町内会・地域」「行政機関」のそれぞれが取り組むべきことがあり、またそれぞれの連携が欠かせません。

復興まちづくりの進め方は、発災直後から復興を遂げる10年目まで、時系列で「町民・事業者」「町内会・地域」「行政機関」が取り組むべき内容について、復興基本方針に沿って5つの分野ごとに整理します。

整理にあたっては、図7-2に示したように発災後の4つの段階ごとだけでなく、災害が起こる前の平時より、被害の軽減や速やかな生活再建、創造的な復興に資する取組みが重要であることから、災害が起こる前に取り組むべき内容についても整理します。

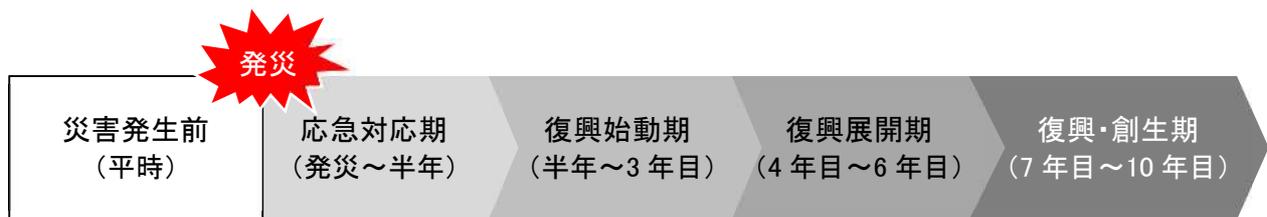


図 7-2 復興まちづくりの進め方の段階イメージ

(1) 被災者の生活再建を最優先で進めます

段階	項目	復興まちづくりの課題	自助（町民・事業者）
災害発生前	住まいの再建	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所から応急仮設住宅への速やかな入居</li> <li>被災者の意向把握</li> <li>住宅の再建</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民は、災害発生後の当面の避難先（避難所生活を送る、親戚や知人の居宅に身を寄せる等）について考えておく。</li> <li>町民は、自宅が倒壊、流失した場合の再建方法（移転、現地再建、公営住宅やアパートへの入居など）について考えておく。</li> </ul>
	事業の再建	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災事業者の事業継続困難の発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、店舗や事務所が津波被災した後の仮設営業場所や仮設営業方法など、業務継続計画（BCP）の作成に努める。</li> </ul>
	市街地の再建	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興事業手法等に対する理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民・事業者は、事前復興計画を参考に、復興事業手法について理解を深める。</li> </ul>
応急対応期	被害確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>早急な被害状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民、事業者は自宅や事業所の被害の程度を確認、記録する。</li> <li>自宅が被災した町民は、罹災証明を申請する。</li> </ul>
	応急仮設住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の意向把握</li> <li>避難所から応急仮設住宅への速やかな入居</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民は、行政が行う応急仮設住宅入居意向調査に回答する。</li> <li>応急仮設住宅入居希望者は、仮設住宅種類や入居条件について冊子等で確認する。</li> <li>町民は、希望先の仮設住宅に入居申請する。</li> <li>入居先が決まった町民は、行政が開催する入居者説明会等に参加する。</li> </ul>
	被災家屋の解体撤去・応急修理	<ul style="list-style-type: none"> <li>全壊等家屋の解体撤去</li> <li>応急仮設住宅入居要件に満たない住宅被害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全壊等により自宅での生活ができない町民は、公費解体が実施される場合は、公費解体に承諾する。</li> <li>修理により自宅での生活が可能な町民は、自宅を修理し、被災住宅の応急修理などの支援策が施策化される場合は活用する。</li> </ul>
	仮設店舗、仮設事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設店舗・事業所等の確保</li> <li>速やかな事業の再開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、仮設店舗・事業所等必要戸数等を把握するための意向調査に協力する。</li> <li>事業者は、仮設店舗・事業所等の設置場所や利用可能な代替施設での運営を検討する。</li> <li>事業者は、行政からの支援等を活用し、仮設店舗・事業所等を確保する。</li> </ul>
	所有地での再建	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興方針等の把握</li> <li>所有地の建築制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民、事業者は、行政が策定する市街地の復興方針や、自身の所有地がどの復興地区に区分されたか把握する。</li> <li>町民、事業者は、建築制限区域に指定された土地で新たな建築を行わない。</li> </ul>

共助（自治会町内会・自主防災組織・地域）	公助（国・道・町などの行政機関）
<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会町内会や自主防災組織は、既存の地域コミュニティが損なわれることのないよう、普段から避難場所や避難先について話し合うよう務める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅建設候補地を選定しておく。</li> <li>災害公営住宅建設候補地を選定しておく。</li> <li>災害公営住宅の標準タイプを検討しておく。</li> <li>入居基準、手順等を検討する。</li> <li>速やかな意向調査ができるよう調査方法を検討する。</li> <li>みなし仮設住宅制度を活用する。</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅地での仮設店舗配置を検討しておく。</li> <li>被災事業者の仮設事務所候補地を検討しておく。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会町内会は、事前復興計画を参考に地域で被災後のまちづくりについて話し合う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興イメージ案を事前に作成し、町民に共有する。</li> <li>住民合意形成システムを構築する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会町内会、自主防災組織は、地域の被害状況の集約について行政に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急危険度判定調査で住宅等の安全性を判定する。</li> <li>被害状況調査結果や罹災証明申請から、自宅が被災した町民に対し、罹災証明を発行する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会町内会、自主防災組織は、自治体が行う応急仮設住宅入居意向調査への協力を呼びかける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設住宅戸数や種類を確認する意向調査を実施する。</li> <li>仮設住宅種類や入居条件、申請方法等を周知する。</li> <li>町営住宅以外の公的住宅等への入居を準備する。</li> <li>必要な仮設住宅戸数を決め、建設候補地を選定し、建設する。</li> <li>仮設住宅に関する相談窓口を設置、説明会等を開催する。</li> <li>地域コミュニティや要配慮者を考慮した入居方式を導入する。</li> <li>みなし仮設住宅制度活用のほか、町営住宅以外の公的住宅や民間アパート等に、速やかに入居できるよう準備する。</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物処理事業の一環としての公費解体の実施に努める。</li> <li>災害救助法に基づく被災住宅の応急修理などの施策化に努める。</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要戸数等を把握するため、意識調査を実施する。</li> <li>仮設店舗、事業所等の建設を予定している事業者に対し、立地可能な場所の情報提供を行う。</li> <li>仮設店舗、事業所等の整備のための支援を検討する。</li> <li>業務再開のための設備等の確保について、支援を検討する。</li> <li>仮設施設の確保に関する相談窓口を設置する。</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の復興方針について町民等に周知する。</li> <li>被害状況や都市計画マスタープラン、立地適正化計画における位置づけから復興区分を設定し周知する。</li> <li>市街地の復興に支障をきたす建築物を未然に防ぐため、設定した土地において災害発生後から最長2ヵ月の建築制限を実施する。</li> </ul>

段階	項目	復興まちづくりの課題	自助（町民・事業者）
復興 始動期	避難所の閉鎖	・復興事業の推進	・閉鎖する避難所の避難者は、仮設住宅の入居や避難所を移動するなど、避難所の閉鎖に協力する。
	住まいの再建意向確認	・説明会、意向調査	・町民は、自宅の再建等の支援制度等に関する説明会に参加し、制度等を正しく理解する。 ・町民は、自力再建や災害公営住宅の入居希望等を把握する意向調査に協力する。
	災害公営住宅	・被災者の意向把握 ・応急仮設住宅から災害公営住宅への速やかな入居	・応急仮設住宅入居者、みなし仮設住宅入居者は、行政が行う災害公営住宅入居意向調査に回答する。 ・災害公営住宅入居希望者は、住宅種類や入居条件について冊子等で確認する。 ・町民は、希望先の災害公営住宅に入居申請する。 ・行政が開催する入居者説明会等に参加する。
	自力再建	・自力再建住宅	・町民は、自力再建計画（資金・時期）を検討する。 ・町民は、自力再建に係る行政からの支援策を活用する。
・所有地の建築制限		・町民、事業者は、建築制限区域に指定された土地で新たな建築を行わない。	
復興 展開期	仮設住宅の撤去	・復興の推進	・仮設住宅入居者は、撤去時期を把握、移転するなど仮設住宅撤去に協力する。

共助（自治会町内会・自主防災組織・地域）	公助（国・道・町などの行政機関）
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設住宅の整備状況や避難者数等を考慮し、施設管理者と相談して順次避難所を閉鎖する。</li> <li>・避難所の閉鎖時期等について、避難者へ周知する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に対し、説明会への参加や災害公営住宅入居等の意向調査への協力を呼びかける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害公営住宅入居や自力再建支援制度等に係る説明会等を開催する。</li> <li>・災害公営住宅の必要戸数や自力再建支援策を検討するための意向調査を実施する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査では把握しきれない災害公営住宅のニーズ等について、町民の意向を把握し行政に報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害公営住宅戸数や種類を確認する意向調査を実施する。</li> <li>・住宅種類や入居条件、申請方法等について周知する。</li> <li>・必要な災害公営住宅戸数を決める。</li> <li>・災害公営住宅建設候補地を選定し、建設する。</li> <li>・災害公営住宅に関する相談窓口を設置、説明会等を開催する。</li> <li>・地域コミュニティや要配慮者を考慮した入居方式を導入する。</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅再建（補修・新築）する場合は費用の一部の助成を検討する。</li> <li>・建物の共同化に対して支援を検討する。</li> <li>・自力再建に係る相談窓口を設置する。</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の復興に支障をきたす建築物を未然に防ぐため、設定した土地において災害発生後から最長2年の建築制限を実施する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設住宅の撤去時期等について、入居者への周知に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害公営住宅の整備状況等を踏まえ、仮設住宅を撤去する。</li> <li>・仮設住宅の撤去時期について、入居者へ周知する。</li> </ul>

(2) 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます

段階	項目	復興まちづくりの課題	自助（町民・事業者）
災害発生前	町民の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての町民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な環境の実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な薬の確保、確保の手段を検討しておく。</li> <li>町民は、日ごろから健康管理を心がけるとともに、定期的に各種健診の受診や、健康増進事業に参加する。</li> <li>事業者は、従業員の各種健診受診を奨励するとともに、事業所としての健康管理に努める。</li> </ul>
	要支援者対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援者の把握と個別避難計画の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等は、行政や自治会町内会などから避難行動支援の申し出があった場合は、自身の個別避難計画の作成に協力する。</li> </ul>
	こころのケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>こころのケア対策の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民は、身近にいる人に声をかけ、必要な相談や支援機関につなぐ行動をとることができるよう、行政等が開催する講座等に参加する。</li> <li>事業者は、職場のメンタルヘルス対策を推進する。</li> </ul>
	妊娠・出産・子育て、幼児教育・保育サービス、子どもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊産婦、子育て環境の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民は、子ども子育て支援事業について理解を深め、積極的な活用に努める。</li> </ul>
	地域医療・福祉・介護の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急医療体制の維持</li> <li>医療と介護の連携</li> <li>病院経営の維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院や介護サービス事業所において、自然災害業務継続計画（BCP）を策定する。</li> </ul>
	被災後の文教施設の再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、園施設が津波被災した後の仮設開園場所や仮設運営方法など、業務継続計画（BCP）の作成に努める。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校、高等学校</li> </ul>		—	
<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後子どもC、子ども発達支援C、多機能型子育て支援施設</li> </ul>		—	

共助（自治会町内会・自主防災組織・地域）	公助（国・道・町などの行政機関）
<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会町内会は、行政等が実施する事業の案内があったときは、地域での参加に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災後の健康増進施策について事前に調査研究し、必要に応じて関連計画に盛り込む。</li> <li>保健師、管理栄養士等は、災害発生時においても効果的な保健活動が展開できるよう資質の向上に努める。</li> <li>地域の生活背景も含めた健康実態と特徴を明確化し、地域特有の文化や食習慣と関連付けた解決可能な健康課題を抽出し、町民の健康増進に関する施策を推進する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会町内会や自主防災組織は、避難行動要支援者について行政から協力申出があった場合は個別避難計画の作成に協力する。</li> <li>避難行動要支援者との関係性が深い介護事業所等の関係機関や関係団体は、行政が行う個別避難計画の作成に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者名簿の定期更新に努めるとともに、介護事業所等の関係機関や関係団体との協力関係を構築し、自治会町内会や自主防災組織の協力を得て個別避難計画の作成に努める。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会町内会は、地域内でのコミュニティ形成に努める。</li> <li>地域や職域等において、こころの健康について正しく理解し、こころの問題に気づき、早期に適切な対応ができるよう、関係機関と連携し支援環境を整える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年北海道胆振東部地震後のこころのケア対応を基本とした被災後の支援について事前に調査研究し、必要に応じて関連計画に盛り込む。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会町内会は、平時の活動のなかで地域で子育て世帯を見守り、サポートする体制づくりに努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども園、多機能型子育て支援施設、発達支援センター、放課後子どもセンターの適切な維持管理を継続する。</li> <li>被災後の子どもの教育・保育環境、子どもと子育て家庭の支援体制、仕事と子育ての両立支援、地域で支え合う子どもの安全・安心な環境づくりなど子ども・子育て事業について調査研究し、必要に応じて関連計画に盛り込むとともに、災害を起因とした子どもの貧困対策についても取り組む。</li> </ul>
<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療構想・地域包括ケアシステムを踏まえた町民に対する相談支援や他職種連携による在宅医療、介護サービス提供体制の構築を推進する。</li> <li>災害拠点病院である苫小牧市内総合病院と連携し、救護活動と一体的に行う医療提供体制を維持する。</li> <li>津波浸水区域内に所在する要支援者が入所する施設について、施設設置者の意向が表明された際の対応について調査研究するとともに、鶴川厚生病院については被災前に実施できる施策の調査研究を行い、必要に応じて施策化する。</li> </ul>
<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災後の幼児教育・保育サービス体制の調査研究を行い、必要に応じて関連計画に盛り込む。</li> <li>防災に関する計画、業務継続計画（BCP）等に基づく平時からの情報把握と連携に努める。</li> </ul>
<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災後の就学体制の調査研究を行い、必要に応じて関連計画に盛り込む。</li> <li>学校防災計画に基づく平時からの情報把握と連携に努める。</li> <li>教職員への支援の事前検討を進める。</li> </ul>
<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災後の子ども子育て体制の調査研究を行い、必要に応じて関連計画に盛り込む。</li> </ul>

段階	項目	復興まちづくりの課題	自助（町民・事業者）
応急 対応期	妊娠・出産・子育て、幼児教育・保育サービス、子どもの居場所づくり	・妊産婦、乳幼児、子どもが安心して過ごせる環境整備	・町民は、必要な支援や情報を自ら取得するよう努める。 ・通院等心配や困りごとのある町民は、身近な家族、知人やかかりつけ医などに相談する
	町民の健康管理	・全ての町民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な環境の実現	・行政が実施する健康増進事業に参加する。 ・町民は、体を動かすことを習慣化し生活習慣病を予防する。 ・町民は、家族や知人、近隣住民、かかりつけ医などに相談する。
	こころのケア	・こころのケア対策の充実	・心の不安や困りごとのある町民は、身近にいる人に声をかけ、必要な相談や支援機関へつないでもらう。
	要支援者対応	・要支援者の状況把握	・自ら避難が困難な要支援者は、状況に応じて、自ら避難の支援を求め個別避難計画に基づき避難する。
	地域医療・福祉・介護の再開	・応急修理 ・仮設施設の確保	・事業者は業務継続計画（BCP）に基づき業務を実施する。 ・施設修理が可能な事業者は、自治体の支援等を活用し、施設の修理を実施する。 ・施設が被災した事業者は、仮設施設や代替施設での再開を検討する。 ・事業者は、サービス再開時期について自治体に報告するとともに、施設利用者に周知する。
	被災後の文教施設等の再開	・認定こども園 ・小中学校、高等学校 ・放課後子どもセンター ・発達支援センター ・多機能型子育て支援施設	・町民は、被災後の幼児教育・保育サービス、就学環境、子ども子育て体制についての意向調査に回答する。
	上下水道の整備・適正な維持管理	・上下水道施設の復旧	・町民、事業者は、上下水道施設に負荷をかけたり、無駄使いしないよう適正に利用する。
	道路・公共交通の維持・活性化	・道路、公共交通の復興	・町民、事業者は、行政が検討する公共交通施策づくりに携わる。
復興 始動期	道路・公共交通の維持・活性化	・道路の復旧 ・公共交通の段階的再開	・町民、事業者は、行政が検討する公共交通施策づくりに携わる。
復興 展開期 ～ 復興・ 創生期	道路・公共交通の維持・活性化	・道路の整備 ・新たな公共交通ネットワークの整備	・町民、事業者は、行政が検討する公共交通施策づくりに携わる。
	上下水道の整備・適正な維持管理	・上下水道施設の更新	・町民、事業者は、上下水道施設に負荷をかけたり、無駄使いしないよう適正に利用する。
	文教施設の整備	・認定こども園、小中高等学校等、発達支援センター、多機能型子育て支援施設	—

共助（自治会町内会・自主防災組織・地域）	公助（国・道・町などの行政機関）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のコミュニティ単位で見守りに取り組む。</li> <li>・個人では対応できない困りごとについて、行政へ報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦、乳幼児の安否や健康状態を確認する。</li> <li>・必要に応じて物品支援（オムツ、ミルクなど）を行う。</li> <li>・こども園、多機能型子育て支援施設、発達支援センター、放課後こどもセンターと連携し、妊産婦や乳幼児の安否や健康状態について協力して把握に努める。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会町内会は、行政が実施する健康増進事業への参加を奨励する。</li> <li>・地域のコミュニティ単位での見守りに取り組む。</li> <li>・地域で体操や食事など生活習慣病予防に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災後の健康増進施策を実施する。</li> <li>・エコノミー症候群対策を実施する。</li> <li>・栄養面の対応を実施する。</li> <li>・巡回健康相談の実施、避難所に健康診断窓口を設置する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政では把握しきれない心の不安、困りごと等のニーズ等について、町民の意向を把握し行政に報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生後のこころのケア支援を実施する。（巡回相談、相談窓口周知など）</li> <li>・災害ボランティアや中間支援組織と連携する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会町内会や自主防災組織は、個別避難計画に基づき、要支援者の避難行動支援について協力する。（ただし、津波等の緊急避難が必要な場合など、状況に応じて行動する。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿に基づき、自治会町内会や介護サービス事業所などの関係機関と協力し、要支援者の安否や避難状況・健康状態等を確認する。</li> <li>・必要に応じて、福祉避難所開設や支援の調整をする。（人工透析、在宅酸素など）</li> </ul>
<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設が被災した事業者に対して、応急的な施設の修理、仮設施設の整備についての支援を検討する。</li> <li>・応急修理、仮設施設の整備に関する相談窓口を設置する。</li> <li>・サービスの提供状況について町民に周知する。</li> <li>・従事者の確保、従事者に対する支援を検討する。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災後の幼児教育・保育サービス、就学環境、子ども子育て体制についての意向調査を実施する。</li> <li>・仮設施設建設候補地を選定し、建設する。</li> <li>・相談窓口を設置、説明会等を開催する。</li> <li>・被災前の幼児教育・保育サービス、就学環境、子ども子育てを考慮する。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の復旧を進める。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会町内会は、地域の公共交通に対する意見をとりまとめ、自治体に提案する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通ネットワークの再編・利便性向上に努める。</li> <li>・通学実態・ニーズに応じた通学手段の見直しを進める。</li> <li>・高齢社会に対応した交通環境の整備に努める。</li> <li>・公共交通の関心度向上・情報発信の強化に努める。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会町内会は、地域の公共交通に対する意見をとりまとめ、自治体に提案する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通を段階的に再開する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会町内会は、地域の公共交通に対する意見をとりまとめ、自治体に提案する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通ネットワークの再編・利便性向上に努める。</li> <li>・通学実態・ニーズに応じた通学手段の見直しを進める。</li> <li>・高齢社会に対応した交通環境の整備に努める。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の整備に合わせた施設の更新を進める。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に対して安全な場所、安全な構造での整備を検討する。</li> <li>・文教施設の本設整備を行う。</li> </ul>

(3) 将来に向けて持続的に発展する産業の再興を進めます

段階	項目	復興まちづくりの課題	自助（町民・事業者）
災害発生前	農業・漁業の再建	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災農漁業者の支援策</li> <li>被災農地の復旧</li> <li>被災漁港施設の復旧</li> <li>農業協同組合、漁業協同組合の復旧</li> <li>農漁業の復興ビジョン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業協同組合、漁業協同組合は、行政との事前協議に応じる。</li> </ul>
	商工業・観光業の復興	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災事業者の支援策</li> <li>復興まちづくり事業における商工業、観光業地域配置</li> <li>商工業、観光業の復興ビジョン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工会、観光協会は、行政との事前協議に応じる。</li> <li>事業者は、被災後の仮施設での運営や代替地移転について検討しておく。</li> </ul>
	津波災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災後の事業継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、業務継続計画（BCP）を検討する。</li> <li>事業者は、同業者間において、災害時の相互の応援協定等を締結する。</li> </ul>
応急対応期	被害確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営再開に向けた応急対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、施設の被害状況を確認し、所属、加盟団体に報告する。</li> <li>事業者は、従業員の安否を確認し、事業所等へ参集できる従業員を把握する。</li> </ul>
	意向調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業持続性の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、仮設店舗・事業所等必要戸数等を把握するための意向調査に協力する。</li> </ul>
応急対応期～復興始動期	営業（操業）の開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急修理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急的な修理により事業の継続が可能な事業者は、自治体の支援等を活用し、応急修理を実施する。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設店舗・事業所等の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設が被災した事業者は、仮設店舗・事業所等の設置場所や利用可能な代替施設での運営を検討する。</li> <li>事業者は、行政からの支援等を活用し、仮設店舗・事業所等を確保する。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>仮営業（操業）の開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、仮営業（操業）の再開棟に必要な人員を確保する。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、本格営業のために必要な従業員数を把握し、行政や他事業者等との協働により、合同就職相談会等を開催する。</li> <li>事業者は、従業員の通勤手段、住居の確保等に努める。</li> </ul>
復興展開期～復興・創生期	農業・漁業の復興	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興ビジョンに基づいた事業再開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、労働力確保に努める。</li> <li>事業者は、後継者、就農者の教育に努める。</li> </ul>
	商工業・観光業の復興	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興ビジョンに基づいた事業再開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、労働力確保に努める。</li> <li>事業者は、被災後の仮施設での運営や代替地移転について検討しておく。</li> </ul>
	仮設店舗・事業所等の撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業を本格再開した事業者は、自治体の支援等を活用し、仮設店舗等を撤去する。</li> </ul>

共助（自治会町内会・自主防災組織・地域）	公助（国・道・町などの行政機関）
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災後の農業、漁業の復興の調査研究を行い、必要に応じて関連計画に盛り込む。</li> <li>農業協同組合、漁業協同組合との事前協議を進める。</li> <li>被災後を見据えた復興ビジョン策定に努める。</li> <li>被災者支援策の事前検討を進める。</li> <li>関連施設の復旧方法の事前検討を進める。</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災後の商工業、観光業の復興の調査研究を行い、必要に応じて関連計画に盛り込む。</li> <li>商工会、観光協会との事前協議を進める。</li> <li>被災後も見据えた復興ビジョン策定に努める。</li> <li>被災者支援策の事前検討を進める。</li> <li>被災後を見据えた四季の館復興ビジョン、ぼぼんた市場復興ビジョン策定を進める。</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者への災害危険性を周知する。</li> <li>事業者に対して業務継続計画（BCP）の検討を要請する。</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の応急危険度判定調査を実施し、余震等に対する安全性を判定する。</li> <li>事業者からの報告を基に、被害調査を実施する。</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設店舗、事業所等の必要戸数等を把握するため、意識調査を実施する。</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設が被災した事業者に対して、応急的な店舗、事業所等の修理についての支援を検討する。</li> <li>応急修理に関する相談窓口を設置する。</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設店舗、事業所等の建設を予定している事業者に対し、立地可能な場所の情報提供を行う。</li> <li>仮設店舗、事業所等の整備のための支援を検討する。</li> <li>業務再開の設備等の確保について、支援を検討する。</li> <li>仮設施設の確保に関する相談窓口を設置する。</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮営業（操業）再開のための支援を検討する。</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者等との協働により合同就職相談会等を開催する。</li> <li>合同就職相談会開催場所提供や、町民への情報提供を実施する。</li> <li>雇用に関する町民、事業者のための相談窓口を設置する。</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興ビジョンに基づく施設、店舗、事業所等の再建、本格営業（操業）の再開に向けた施策を実施する。</li> <li>被災事業者への支援を進める。</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興ビジョンに基づく施設、店舗、事業所等の再建、本格営業（操業）の再開に向けた施策を実施する。</li> <li>被災事業者への支援を進める。</li> <li>四季の館、ぼぼんた市場の再建、本格営業の再開を進める。</li> </ul>
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設店舗等の撤去のための支援を検討する。</li> </ul>

(4) 地域自らが創生するなりわい・交流づくりを支援します

段階	項目	復興まちづくりの課題	自助（町民・事業者）
災害発生前	移住・定住	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規就業者の減少</li> <li>地域おこし協力隊の減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き地、空き家、空き店舗所有者は、移住者からの相談に協力するよう努める。</li> <li>事業者は、新規就業者のための住宅や職場環境など就業環境の充実に努める。</li> </ul>
	新規起業、異業種参入の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業用地等の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き地、空き家、空き店舗所有者は、新規起業、異業種参入者からの相談に協力するよう努める。</li> </ul>
	町民交流、関係・関心・交流人口拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティの活性化</li> <li>プレーヤーの育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民、事業者はあらゆるコミュニティ活性化に資するサークル等の結成、イベントの実施などに積極的にチャレンジする。</li> </ul>
	公共施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習、コミュニティ施設等の維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民、事業者は、町民会館、生活館、集落施設、社会教育施設、社会体育施設の活用に努める。</li> </ul>
応急対応期	安否、被害確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規就業者、地域おこし協力隊員の状況確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域おこし協力隊員は被害状況を行政に報告する。</li> <li>事業者は新規就業者の被害状況を調査し、行政に報告する。</li> </ul>
	被害確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習、コミュニティ施設等の再開に向けた応急対応</li> </ul>	—
	意向確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規就業者、地域おこし協力隊への意向確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規就業者、地域おこし協力隊員は、今後の就業意向、地域おこし活動意向を事業者経由などにより行政へ報告する。</li> </ul>
	被災後の生涯学習、コミュニティ施設等の再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民会館、生活館、集落施設、社会教育施設、社会体育施設</li> </ul>	—
復興始動期～復興展開期	移住・定住	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規就業者、地域おこし協力隊への</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規就業者、地域おこし協力隊員は、引き続き就業、活動希望がある場合には、地域や行政からの情報提供や支援策により就業、活動を再開していく。</li> </ul>
	町民交流、関係・関心・交流人口拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティの活性化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域でコミュニティの活性化に資する活動を積極的に行う。</li> </ul>
	新規起業、異業種参入の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規起業、異業種参入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規起業、異業種参入者は復興まちづくりの理念、基本方針に基づき積極的にチャレンジする。</li> </ul>
	生涯学習、コミュニティ施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民会館、生活館、集落施設、社会教育施設、社会体育施設</li> </ul>	—

共助（自治会町内会・自主防災組織・地域）	公助（国・道・町などの行政機関）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き地、空き家、空き店舗など地域で移住者の受入れ環境がある場合は、行政へ情報提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災後の農業実習生等の支援・相談体制の事前検討を進める。</li> <li>・被災後の地域おこし協力隊の支援・相談体制の事前検討を進める。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き地、空き家、空き店舗など地域で新規起業者、異業種参入者の受入れ環境がある場合は、行政へ情報提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規起業者、異業種参入者、民民連携への支援継続、拡充に努める。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆるコミュニティ活性化に資するサークル等の結成、イベントの実施などの受入れ環境がある場合は、行政へ情報提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆるコミュニティ活性化に資するサークル等の結成、イベントの実施への支援継続、拡充に努める。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会町内会、地域コミュニティ組織は、町民会館、生活館、集落施設、社会教育施設、社会体育施設の活用を努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民会館、生活館、集落施設、社会教育施設、社会体育施設の定期制管理に努める。</li> <li>・被災後の仮設施設の候補地を選定しておく。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就業者、地域おこし協力隊の安否確認、被害状況を調査する。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の応急危険度判定調査を実施し、余震等に対する安全性を判定し、施設管理者からの報告を基に、被害調査を実施する。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業意向や活動意向に応じた支援策を検討する。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害を受けなかった町民会館、生活館、集落施設、社会教育施設等については避難所、福祉避難所、コミュニティ活動拠点として活用する。</li> <li>・仮設施設の候補地を選定し、建設する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で受入れ可能な就業環境、活動環境がある場合は、行政へ情報提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就業者、地域おこし協力隊への就業環境、活動環境支援策を実施する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域でコミュニティの活性化に資する活動を積極的に行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著名人や中間支援組織等からコミュニティの活性化に資する提案があった場合は、地域やプレーヤーへの仲介、提案者への直接支援等活性化を支援する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規起業者、異業種参入者のチャレンジを地域ぐるみで見守る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規起業者、異業種参入者、民民連携への支援策を検討し、実施する。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に対して安全な場所、安全な構造での整備を検討する。</li> <li>・生涯学習、コミュニティ施設等の本設整備を行う。</li> </ul>

(5) 災害により強い防災先導のまちづくりを進めます

段階	項目	復興まちづくりの課題	自助（町民・事業者）
応急 対応期	被害確認	・ 早急な被害状況の把握	・ 町民、事業者は、自宅や事業所の被害の程度を確認、記録し、自主防災組織や自治体に報告する。
	復興方針	・ 復興方針の策定	・ 町民、事業者は、自治体が作成する復興方針を把握する。 ・ 町民、事業者は、自らが所得する土地がどの復興地区に区分されたか把握する。
	建築制限	・ 建築制限	・ 町民、事業者は、建築制限区域に指定された土地で新たな建築を行わない。
応急 対応期 ～ 復興 始動期	復興計画策定	・ 策定、推進体制	・ 町民、事業者は、復興計画策定にかかる意向調査への協力、会議に参加する。
	復興まちづくり	・ 会議体の運営	・ 町民、事業者は、官民復興まちづくり会議体に積極的に参画し、会議体の活動への理解と協力を進める。
		・ 意向調査	・ 町民、事業者は、復興まちづくりに関する意向調査に協力する。
		・ 復興まちづくり計画の策定	・ 町民、事業者は、自らの避難行動を想定する。 ・ 事業者は、工場や事務所など敷地内の津波対策を検討する。 ・ 町民、事業者は、復興まちづくり計画に係る説明会に参加する。
	復興事業	・ 復興事業計画の策定	・ 町民、事業者は、復興事業計画に係る説明会に参加し、計画の内容や整備時期等を把握する。
		・ 調査、測量、設計	・ 町民、事業者は、復興事業のための現地調査に立ち会うなど、行政に協力する。
・ 基盤整備		・ 町民、事業者は、被災した道路、宅地等の基盤整備に係る説明会に参加し、内容を把握し整備に協力する。	
復興 展開期	工事段階	・ 面的整備の開始	・ 面的整備の対象地域の町民、事業者は、整備の内容や時期等について協議するための会合等に参画する。
		・ 工事入札の不調、不落 ・ 設計変更の多発	—
復興・ 創生期	復興計画	・ 復興事業計画の見直し	・ 町民、事業者は、復興事業計画の見直しのための意向調査や会議に協力する。 ・ 町民、事業者は、復興事業計画の見直しに係る説明会等に参画し、見直し内容等を把握する。

共助（自治会町内会・自主防災組織・地域）	公助（国・道・町などの行政機関）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織は、地域の被害状況を集約し、自治体に報告する。</li> <li>・自主防災組織は、地域を巡回し、被害状況報告のない世帯の被害状況を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急危険度判定調査を実施し、余震等に対する住宅等の安全性を判定する。</li> <li>・自主防災組織からの報告を基に、被害調査を実施する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会町内会は、復興方針について地域住民への周知に協力する。</li> <li>・自治会町内会は、自らの地区がどの復興地区に区分されたか把握する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興まちづくりの方向性を示す復興方針を策定し、町民に対して周知を図る。</li> <li>・被害状況や上位関連計画等における位置づけから、復興地区区分を設定し周知する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築制限区域指定についての周知に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興まちづくりに支障をきたす建築物を未然に防ぐため、建築制限について検討、実施する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会町内会は、復興計画策定に協力する。</li> <li>・自治会町内会は、復興計画周知に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定、推進体制を整備する。</li> <li>・復興計画を策定し、周知する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・官民復興まちづくり会議体に参画し、地域の復興まちづくり計画等を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官民復興まちづくり会議体を設立し運営する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興まちづくりに関する意向調査に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査の実施について、自治体が把握している他の地域に避難している町民への周知に努める。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興まちづくり計画の内容について行政と協議する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役場庁舎機能の持続性について検討する。</li> <li>・必要となる津波防御対策を検討する。</li> <li>・町民、事業者、地域と協議のうえ復興まちづくり計画を策定する。</li> <li>・説明会の開催等について、行政が把握している他の地域に避難している町民に周知する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興まちづくり計画で位置付けた復興事業の内容について行政と協議する。</li> <li>・自治会町内会は、復興事業計画策定に係る説明会への参加を呼び掛ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興計画や地域の復興まちづくり計画、意向調査の結果を踏まえ、復興事業計画を策定する。</li> <li>・復興事業計画の内容について、町民、事業者と共有するための説明会を開催する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会町内会は、地権者の把握や周知等について、自治体に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した道路、宅地等の基盤整備や市街地再開発事業等の面的整備のため、地権者の協力のもと、調査・測量等を実施する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会町内会は、地域住民に対し、被災した道路、宅地等の基盤整備に係る説明会への参加を呼び掛ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興事業計画に基づき、被災した道路、宅地等の基盤整備を実施するとともに、町民、事業者に対して整備内容等を周知するための説明会を開催する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会町内会は、面的整備の内容や整備時期等について協議するための会合を設置し、事業計画について話し合う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民、事業者を対象とした説明会を実施し、事業計画を策定するための会合や運営を支援する。</li> <li>・事業計画に基づき市街地再開発事業等の面的整備を実施する。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事発注情報の共有、発注時期調整を検討する。</li> <li>・施工業者に配慮した工事発注方法を検討する。</li> <li>・工事打合せ等の弾力的運用について検討する。</li> <li>・設計変更ルールを策定する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会町内会は、地域住民に対し、復興事業計画の見直しに係る意向調査への協力を呼び掛ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民、事業者の復興まちづくりへの意向変化の確認、興事業計画見直しのための意向調査を実施する。</li> <li>・意向調査の結果や復興事業の進捗等を踏まえ、復興事業計画の見直しを実施する。</li> <li>・復興事業計画の見直しの内容等について、周知するための説明会を開催する。</li> </ul>

## 7.3 その他事前に対策を行うこと

### 7.3.1 津波避難対策と都市防災施設の整備

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に基づく津波避難対策特別強化地域の指定を受けたことにより、津波避難対策の検討が急務となっています。

事前復興計画で検討した復興まちづくりイメージ図を基本として、次に掲げる被災前に取り組むことのできる津波避難対策、都市防災施設の整備に取り組めます。

#### (1) ハード系の対策・整備

- 1) 徒歩避難者と車両避難者双方の安全に配慮した避難路の整備（路肩拡張など）
- 2) 避難車両の目的地整備
- 3) 津波発生時の避難所への備蓄庫整備
- 4) 津波避難に関する誘導サインの整備（整備の必要性に応じ施策化）
- 5) 既存の指定緊急避難場所の安全対策強化（屋上柵の設置等）
- 6) 水平避難が間に合わない場合の垂直避難施設の新規整備（整備の必要性に応じ施策化）

#### (2) ソフト系の対策・整備

- 1) 徒歩避難者の目的地の例示（津波ハザードマップの改訂）
- 2) 避難車両の目的地の明確化（津波ハザードマップの改訂）、浸水区域外企業との避難車両一時受入などに関する協定締結
- 3) 避難所指定の見直し（新規指定・改廃）、津波発生時避難所の認知度向上（津波ハザードマップの改訂、訓練の実施等）
- 4) 津波避難に関する誘導サインの整備に関する調査研究
- 5) 既存の指定緊急避難場所の緊急避難時環境整備（備蓄品の常備・増強等）
- 6) 水平避難が間に合わない場合の垂直避難施設の新規整備に関する調査研究

### 7.3.2 住民、事業者、地域による事前復興計画への理解の醸成

復興まちづくりにおいては、被災者の意向確認、意向の変化に対する対応、多岐にわたる利害関係者との調整・合意形成が必要となり、多くの時間が必要とすることから、災害発生直後の応急対応期、復興始動期を含めた復興まちづくりのプロセスについて理解を深めるため、次のような取り組みを行います。

- (1) 応急対応期、復興始動期、復興展開期、復興・創生期における住民、事業者、地域の取り組みへの理解醸成につながる説明会、ワークショップ等の実施
- (2) 地震・津波災害発生時の自助・共助の取り組みへの理解醸成につながる説明会、ワークショップ等の実施
- (3) 自主防災組織の組織化・活動促進、防災士、北海道地域防災マスター等防災関係資格取得促進支援の施策化・拡充
- (4) 避難行動要支援者、社会福祉施設、外国人、学校等教育機関、事務所に対する防災訓練や防災教育の充実

### 7.3.3 復興事業に必要となる用地の事前検討

#### (1) 応急仮設住宅用地の事前検討

応急仮設住宅の建設を早期に進めるために、平時に候補地選定を行います。本計画で推計した応急仮設住宅の必要戸数とおおよその必要面積は次のとおりです。

表 7-2 応急仮設住宅戸数と必要面積

必要戸数	必要面積
370 戸	37,000 m <sup>2</sup> (3.7ha)

※算定方法は巻末資料に掲載する。

#### (2) 災害公営住宅用地の事前検討

災害公営住宅の建設を早期に進めるために、平時に候補地選定を行います。本計画で推計した災害公営住宅の必要戸数とおおよその必要面積は次のとおりです。

表 7-3 災害公営住宅戸数と必要面積

必要戸数	必要面積
110 戸	36,300 m <sup>2</sup> (3.6ha)

※算定方法は巻末資料に掲載する。

#### (3) 遺体安置所、仮埋葬場所、災害廃棄物置き場用地の事前検討

災害により多くの方が亡くなった場合、身元確認や火葬を終えるまでの安置場所が必要となるため、斎場の適正管理や安置場所の想定、共同墓の整備、近隣市町との協定締結などを進める必要があります。

また、復旧・復興事業の妨げとなる震災がれきなどの災害廃棄物の速やかな撤去・処分は、復興に向けた最初の重要なステップであり、地域の再建が現実的に感じられ、新たな生活に向けて意欲を持つきっかけとなることから、被災前からがれきの量や集積場所を想定したり、がれき処分に関する業者との協定や広域連携について調整しておく必要があります。

本計画で推計した遺体安置所、仮埋葬場所のおおよその必要面積、震災がれき量と災害廃棄物置き場のおおよその量・必要面積は次のとおりです。

表 7-4 遺体安置所、仮埋葬場所必要面積

施設	必要面積
遺体安置所	5,000 m <sup>2</sup> (0.5ha)
仮埋葬場所	17,000 m <sup>2</sup> (1.7ha)

※算定方法は巻末資料に掲載する。

表 7-5 震災がれき発生量、集積場所面積

施設	推計値
震災がれき量	146,000 t (180,000 m <sup>3</sup> )
集積場所 (積上高 5m)	36,000 m <sup>2</sup> (3.6ha)

※算定方法は巻末資料に掲載する。

### 7.3.4 復興まちづくりに対応できる職員の育成

平成 30 年北海道胆振東部地震発生後の復旧・復興の過程において、私たちは他都府県からの対口支援による派遣職員、平成 28 年熊本地震被災地からの派遣職員などの協力により、復興を遂げてきました。

一方、定年退職や新規採用による職員の入れ替わりもあり、災禍を受けたまちとして、その経験を継承していく必要があります。

事前復興計画の策定は、幅広い職種や男女比に配慮して職員から任命した「事前復興計画策定先導チーム」による検討をベースとして進めてきました。任命された職員は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震からの復興まちづくりについて検討することで、災害前後の課題整理、検討が必要な事項、復興まちづくりイメージなど、復旧・復興に必要なノウハウを習得したとも言えます。

今後も、職員の入れ替わりや事前復興計画の理解促進に留意しながら、復興訓練の取組みを継続し、復興まちづくりに対応できる職員の育成に取り組めます。



図 7-3 復興訓練の様子（復興まちづくりシナリオ作成）



図 7-4 復興訓練の様子（被災地視察）

## 8. あとがき

私たちは平成 30 年北海道胆振東部地震で大規模災害の被災経験があり、東日本大震災、能登半島地震と令和 6 年奥能登豪雨の二重災害などによる被災状況にも報道等で触れ、大規模災害に備えた事前準備の重要性の認識が高まっていますが、大津波を伴う大規模災害の発生を自分事として捉え準備している方は多いとは言えない状況です。

一方、総務省統計局「世界の統計 2024」によると、日本の国土面積は世界の国土面積のわずか 0.29%しかありませんが、国連開発計画（UNDP）の世界報告書「災害リスクの軽減に向けて」によると、マグニチュード 5.5 以上の地震が発生する年平均では、日本は中国、インドネシア、イランに次ぐ 4 位（年平均 1.14 回）となっています。また、2004 年 5 月 26 日以降の気象庁の震度データベースから集計した都道府県別地震回数では、北海道は震度 3 以上の地震回数で全国 3 位、震度 5 以上では全国 8 位となっており、地震や地震の揺れによる津波の発生は非日常とは言えない環境で暮らしています。

むかわ町事前復興計画では、今後、発生が予想されている日本海溝・千島海溝を震源とする巨大地震と大津波が発生し、むかわ町津波ハザードマップで想定している津波が襲来した後の復興まちづくりについて、想定被害状況、大規模災害発生後に起こる人口減少など、平時からの課題の顕著化・加速化や復興まちづくりを進めていくうえでの課題に向き合ってきました。

まだ巨大地震も発生していなければ、大津波も発生していません。まちも被害を受けていない現状において、被災後の復興まちづくりについて考え、思いを巡らせるのはあまりにも「非日常」のことなのかもしれません。しかし、これまでの歴史において大規模災害は唐突に発生し、そこからは被災後の悲惨な状況が「日常」として降りかかっているのが事実です。

本計画書を策定して気づいたことは、「復興まちづくりについて考えることは未来のまちづくりについて考えること」でもあることです。災害が発生しなければまちを復興させる必要はありませんが、大規模災害の発生を見越してその先の復興まちづくりを見据えてみると、今のうちから取り組んでおいた方がよいまちづくり施策、将来の推定人口構成を見越したまちの将来展望が見えてきます。

今後は、本計画書を基本として、防災「も」まちづくりをキーワードにしたまちづくりの実践段階に進みます。本計画の内容をまちづくり計画、地域防災計画や都市計画マスタープラン等関連計画に溶け込ませるとともに、本計画自体も不断の見直しを図ることで、来るべき日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に備えていければと思います。

本計画は行政が防災先導のまちづくりを進める計画であるとともに、住民の皆さんにとってもむかわ町で安心して住み続けられるための計画でもあります。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生に備え、災禍を受けたまちとして大規模災害を自分事として捉え、今からできることを一つずつ、確実に積み上げていただければと思います。